

始



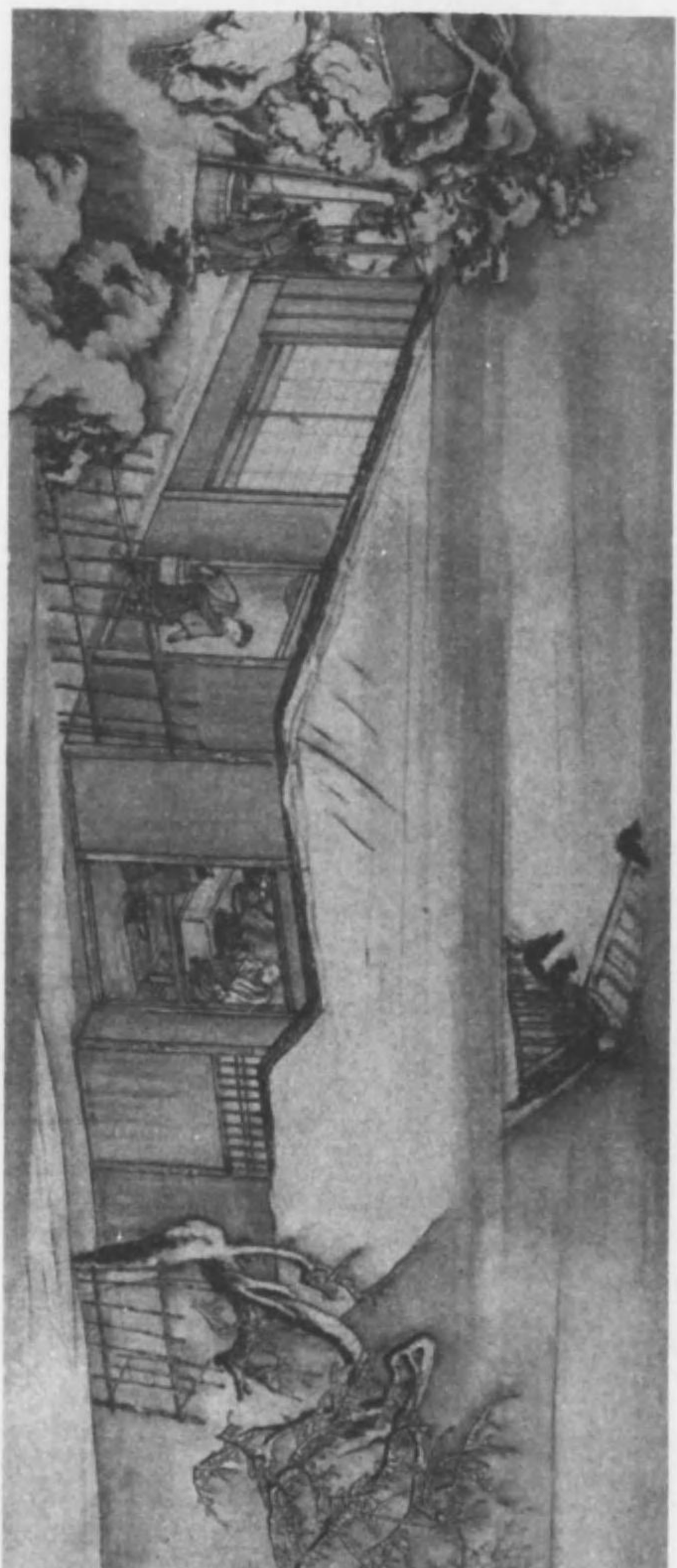
219





倒幕勢力擡頭篇





(藏所氏茶具倉岩爵公) 圖の居幽村倉岩視具倉岩
丸明男二視具はる居び運を水、視具はるせ置に前の窓
(經具の後) 磨千八男三はる居み波を水、(定具の後)

倒幕勢力擡頭篇 刊行に就て

隱然一敵

若し隱然一敵國の文句が、最もよく當て嵌まる者を求めしめば、岩倉具視の如きは、正に其人であらう。彼は能く一人の力を以て、優に薩長と相ひ對立する程の勢力であつた。彼が薩長を重視したるは勿論であるが、薩長も亦た彼を輕視することは出来なかつた。即ち一方に薩長、他方に岩倉を衡りて、其のバランスが立派にとれたとは云はぬが、殆んど、それに庶かつたと云ふには、差支へあるまい。個人的勢力として、若し維新史上の人物を計上すれば——而して其の風袋を除却したる勢力として計上すれば、嘉永安政以來、慶應明治に至るまで、岩倉と雁行する者は、或は是れ無しとせざるも、岩倉の上に出づべき者は、殆んど、一人も是れ無かる可しと斷言するも、誰か敢へて之に異議を挿み得可き。

岩倉の背

然も岩倉をして、有力ならしめたる所以は、決して其の個人的力量ばかりではない、その力量を使用するに最も便宜なる背景あることを記憶せねばならぬ。西郷、大久保をして有力ならしめたるは、薩藩の背景に由り、木戸、廣澤をして有力ならしめたるは、長藩の背景に由る。彼等は固より有力者である。然も彼等の背景は飛龍が雲に乗ずるが如きものだ。薩長兩藩は彼等に取りては雲である。若し彼等の背景に薩長微りせば、彼等は浮浪の魁であり、草莽有志の雄たるに止つたであらう。而して其の理由は、直ちに岩倉其他にも亦た同様の緊切を以て、適用せらるゝことが出来たであらう。若し西郷、大久保、木戸、廣澤の徒が、藩士の英であつたならば、岩倉は其の門地の甚だ崇からざりしに拘はらず、朝臣の傑であつた。

背景利用

彼は固より勅勘の身として、洛北岩倉村に竄蟄した。然も彼と公家とは切つて

も切れぬ縁があつた。それは彼自身が公家であつたからだ。同時に朝廷も亦た彼と親密の干係があつた。如何に勅勘の身としても、彼は孝明天皇の近臣であり、同時に信臣であつた。而して曾て天皇の側近に奉仕したる女官の中には、彼の親戚もあつた。如何に表向きは、彼と朝廷とを絶縁しても、其の内輪には、自然に流通の途を塞ぐことを得なかつた。而して彼は、其の自力を存分に使用したるばかりでなく、其の背景をも十二分に利用し得るだけの智慧、才覺及び膽識の持主であつた。

岩倉の著

岩倉が其の意見を實行する方便として、蚤とに薩藩と結托す可く企畫したるは、實に彼の一隻眼を證するに足る。若し彼が尋常一様の公家ならば、一橋慶喜に結托し、會桑に結托するが當然であらねばならぬ。然るに當時京畿に於て、其の逆流に棹しつゝ、ある薩藩と提携せんことを目論見たるは、彼の眼識が薩藩の力に頼らざれば、彼の皇政復古の目的を達することは到底不可能であるこ

とを觀定したるが爲めだ。此の如く、彼は既成勢力よりも、未成勢力に著眼した。蓋し既成勢力は、やがて崩壊する勢力にして、未成勢力は、方さに旭日昇天の明日を豫期すべきものを認識したるが爲めだ。彼が日本全國を物色して新興勢力たる薩藩を對象としたるは、實に彼が飯上の蠅を追ふが如き、其の日暮らしの政治家でなく、少くとも皇國の爲めに百年の長策を扶植せんとする、經世家たる襟度を示すものと云はねばならぬ。

改革實行の三條件

凡そ如何なる改革を施行するにも、最も大切なる條件は、三個ある。(第一)は大義名分である。即ち名正しからざれば、事順ならず、義昭かならざれば業成り難し。(第二)は、見識と手腕とである。即ち遠く見る眼と、近く行く手とが必要である。(第三)は實行に必需の實力である。當時の志士中には、能く大義名分を辨じ、能く尊攘の大義を宣べ、而して能く身を挺して之に當らんとする者少くなかつた。而して彼等の中には、所謂る智勇辯力の士も、決して鮮少ではなかつた。然も彼等

には之を實行する實力を缺いて居た。その爲めに彼等多數は事を擧げんと欲して成らず、又た偶々擧げて、直ちに失敗の已む無きに至つたのは、筑波山に於ても、天誅組に於ても、生野の銀山に於ても皆な然りであつた。されば、岩倉如何に經國の奇策を蓄ふるも、單に一半の公家と、大半の浪士とを相手としては、到底之を實行する實力が伴はざる限りは、彼の名は假令殉難者として千秋に留るを得るも、其業は空しく失敗に歸せざるものがある。者般の消息は、坂本龍馬、中岡慎太郎の如き徒が、夙とに看破したるところにして、彼等が萬障を排して薩長の聯合を媒介したるも、畢竟彼等だけの力では、何事をも實行するの實力なきことを、自覺したるが爲めと云はねばならぬ。乃ち岩倉が極力薩藩を誘引して、與に共に、國家の大事を謀らんとしたるも、亦た此意に外ならぬ。

改革と實力

如何なる改革にも、最後の問題は實力である。實力は必らずしも兵力のみでは

六
無いが、少くとも其の重なる部分は兵力である。若し強ひて兵力と云はざれば組織的實力である。坂本の海援隊、中岡の陸援隊の如き、浪士の群とは云ひつづも、土藩を以て其の背景とせざる譯には參らなかつた。況んや今茲に一大改革の事業を斷行せんとするに際して、之を強行し、之を勵行し、是に反對する力は、之を滅撃するほどの勢力が必須である。これに反し、徒らに口舌をもて其事を行はんとするも、是れ只だ一種の夢幻劇に過ぎざることは、從來の改革者の失敗の歴史が、繰り返し之を語つてゐる。

公家の勢

公家も亦た看逃す可からざる一種の勢力である。公家なる一階級は、至尊に側近するだけにて、既に侮り難き勢力である。然も公家の勢力のみにて如何ともす可からざることは、承久の役に於ても、元弘、建武の役に於ても、逐一其の證據は、歴々として我等に實物教育を與へてゐる。されば彼れ岩倉が此際に於て其の組織的一大勢力と結托し、能ふ可くんば之を驅使し、之を鞭撻し、之を指導

して、其の自から計企したる經綸を實行するの用に供せんとしたるは、實に彼が天下經綸の士であるばかりでなく、亦た如何に政治家として殆んど完璧と云ふ可きほどに、其の資格を具備したるかを知るに餘りあらん。

岩倉の大政治所以

事を解せざる者は、岩倉が碌々人に頼りて事を爲さんとするを病むものあらんも、岩倉は決して薩藩に頼りて事を爲さんとするものではない。正直のところ薩藩を驅使して、禮儀的に云へば薩藩と協贊して——其の大事を爲さんとしたるものにして、我等は彼が不世出の大政治家たる所以を、最も此點に於て見出すものと斷言するを遲疑しない。

而して同時に維新回天の事業を成就するには、薩長の如き組織的實力の存在が必須であつたことも、亦た認識す可き要點の一であることを附言し置く。

昭和十三年四月三十日正午 大森山王草堂火の如き杜鵑花
新緑に映ずるの書窓に於て

八

蘇峰七十六叟

例言

- 一 本篇は修史第二期、孝明天皇時代第三十冊、緋、豊徳以來通算第五十九冊、現在第六十冊、長州再征篇第六十一冊、孝明天皇御宇終篇を稿了し、更に明治天皇御宇史第一冊通計第六十二冊、孝明天皇崩御後の形勢第二冊、新政曙光篇第三冊、大政返上篇第四冊、皇政復古篇第五冊、皇政一新篇第六冊、官軍東軍交戦篇第七冊、官軍東下篇第八冊、新政内外篇第九冊、關東征戦篇第十冊、奥羽和戦篇第十一冊、奥羽戦争篇を稿了し、目下通計第七十三冊、明治天皇御宇史第十二冊、會津征戦篇の起草中。
- 一 本篇、倒幕勢力擡頭篇は、昭和十年八月九日起稿、同年十一月一日脱稿。
- 一 本年は既に二冊を稿了し、第三冊も四分一強に達してゐる。されば豫定計畫通り、五冊を稿了することは恐らくは至難の業ではあるまいと信ずる。

昭和十三年四月三十日 東京京橋西銀座民友社に於て

蘇峰七十六叟

近世日本國民史 倒幕勢力擡頭篇 目次

第壹章 岩倉の經綸發表

一 薩長對幕府……………一

 正面的幕府對抗〔一〕 幕府の激成〔二〕 關ヶ原以來の憤激〔二〕 幕府始祖の責任〔三〕 政權返上は必然的〔三〕 善因善果を得ず〔四〕 維新回天の一劃時期〔四〕

 註 松平春嶽の感想〔逸事史補〕……………五

二 岩倉と三條……………六

 公家と幕府〔六〕 幕府の公家對策〔六〕 公家對策の一變〔七〕 公家の勢力〔七〕 岩倉の擡頭〔八〕 三條の活動〔八〕 三條岩倉の握手〔九〕 その效果〔九〕

三 叢裡鳴蟲〔一〕……………九

岩倉の才氣膽略(一〇) 岩倉鎮晦(一〇) 岩倉の經綸吐露(一〇) 志士と交通開始(一一) 小林と大橋(一一) 薩人井上(一二) 叢裡鳴蟲本文(一二) 幽居の效果(一三)

四 叢裡鳴蟲(二).....一三

宸裁三事策(一三) 文久二年勅諭(一四) 大藩提擧の要(一四) 皇妹降嫁(一五) 將軍京都移居案(一五) 岩倉の權數(一六)

五 叢裡鳴蟲(三).....一七

天下大赦(一七) 陛下親政の要(一八) 幕府猶豫願の非(一九) 岩倉機敏(二〇) 岩倉の行動に關する疑問(二〇)

六 叢裡鳴蟲(四).....二一

列藩謀議(二一) 幕府の天下指口(二一) 薩長の大義首倡(二二) 志士蜂起(二三) 叢念背反(二三) 究極の目的(二四)

七 叢裡鳴蟲(五).....二五

京都物騒(二五) 攘夷令(二六) 志士鎮壓(二六) 幕吏因循(二七) 所謂三事策(二七) 大原東下(二八)

八 叢裡鳴蟲(六).....二九

三條姉小路東下(二九) 朝政確立せず(二九) 諸國兵亂(二九) 三事斷行の要(三〇) 第一策(三〇) 今日の公武一和(三一) 病根兩本位に在り(三一) 將軍二條城移居の要(三二) 國是一定の法(三二)

九 叢裡鳴蟲(七).....三三

國是動問の可否(三三) 君臣相互審議の要(三四) 五大老評定案設置の要(三四) 徳川臣籍脱却(三五) 一橋の輔翼(三五) 幕府を強制(三六) 岩倉意見の進化(三六)

一〇 叢裡鳴蟲(八).....三七

諸藩曉諭の案(三七) 諸藩回背決定の策(三八) 將軍陣中擺脫の策(三九) 對外策(三九) 外人を長崎に集むるの策(四〇) 岩倉の外交知識(四一) 天下一人の織田氏無し(四一) 背後の力を恃む(四二)

第二章 岩倉と薩藩……………四三

一 續叢裡鳴蟲(一)……………四三

叢裡鳴蟲の主旨(四三) 續篇の目的(四三) 交友絶無(四四) 文章潤色の人無し(四五) 從來薩藩との交渉(四五) 島津久光賞揚(四六)

二 續叢裡鳴蟲(二)……………四七

薩藩依頼の本意(四七) 久光傾倒情意甚殷(四八) 薩藩雪冤(四八) 薩藩袖手を責む(四八) 藩主上京要案(四九) 長州問題に對する薩の態度(四九) 立論支吾なし(五〇)

三 續叢裡鳴蟲(三)……………五一

龍虎薩長(五一) 過激論採用の弊(五一) 聖德撫摩(五一) 幕長開戦の大患(五二) 幕府勝利の場合(五二) 長州勝利の場合(五三) 勝利何れも患(五三)

四 續叢裡鳴蟲(四)……………五四

天下同情長州に集る(五四) 朝議不明白(五五) 朝議即決の要(五六) 長州参政の要(五六) 長州除外の患(五七) 長州勢力認識(五七)

一五 續叢裡鳴蟲(五)……………五八

朝命不信奉の傾向(五八) 嚴勅下降の方法(五九) 宸諭案(六〇) 三事遂行案(六一) 幕府威嚇策(六一)

一六 續叢裡鳴蟲(六)……………六二

意外に出るの策(六二) 三事策遂行事實(六三) 外藩參預の事(六三) 薩長擧用の策(六四) 浪士密奏四件(六四) 浪士構陷(六五)

一七 續叢裡鳴蟲(七)……………六六

薩藩の功(六六) 薩藩弱點(六六) 俄然の慷慨家(六七) 十三人の慷慨家(六七) 三事策種明かし(六八) 其一(六八) 其二(六九) 其三(六九)

一八 續叢裡鳴蟲(八)……………七〇

第一二策列擧の理由(七〇) 所謂三事策(七一) 五大老擧用策(七一) 一橋越

前採用案〔七一〕 久光招致案〔七二〕 岩倉最後の目的〔七二〕 貨幣制度制定の要
〔七三〕 徳川關八州に封ずるの論〔七三〕

第三章 岩倉二一條關白に上書……………七五

一九 全國合同策(一)……………七五

岩倉政論の影響〔七五〕 關白に合同策提出〔七五〕 合同策緒言〔七六〕 聖德資貶
の形状〔七六〕 淑慮一貫の要〔七七〕 廟堂大誤枝葉のみ〔七七〕 天下擧つて朝廷
注視〔七八〕 勢力自然岩倉に移る〔七八〕

二〇 全國合同策(二)……………七九

岩倉の結論〔七九〕 對薩措置意見〔七九〕 薩長藩主上京命令案〔八〇〕 對浪士策
〔八一〕 岩倉宏量〔八一〕 淑慮運奉者合同案〔八二〕

二一 全國合同策(三)……………八三

外夷處分方法〔八三〕 朝幕諸藩和親案〔八三〕 横井意見と同じ〔八四〕 招致諸藩
額ぶれ〔八五〕 直言忌まざる所以〔八四〕 幕府故障豫期〔八五〕 眼中幕府無し

〔八六〕

二二 全國合同策(四)……………八六

實行方法橋會へ内談案〔八七〕 御前盟約案〔八七〕 幕府への沙汰書案〔八八〕
合同策實行時期〔八八〕 薩州への沙汰書案〔八九〕 岩倉の薩藩利用〔九〇〕

二三 全國合同策(五)……………九〇

對外策決行の要〔九一〕 合同安危の決する所〔九一〕 岩倉の實行力〔九一〕 二條
近衛合體輔翼の願〔九二〕 薩藩を揚ぐ〔九二〕 其奮起希望〔九三〕 禍難培養の委
〔九三〕 止むに止まれず〔九四〕

二四 岩倉對尹宮(一)……………九五

山階宮薩藩關係〔九五〕 聖策確立の要〔九五〕 苟安の弊〔九五〕 六條久世の贊成
を求む〔九六〕 岩倉の二條觀〔九六〕 岩倉の尹宮觀〔九六〕 一會桑觀〔九七〕 對
立情態〔九八〕

二五 岩倉對尹宮(二)……………九八

尹宮の岩倉宥免反対〔九九〕 千種岩倉宛狀〔一〇〇〕 尹宮岩倉人物洞察〔一〇〇〕
武家往復中止聖諭〔一〇〇〕 尹宮の疑惑〔一〇一〕 主上の配慮〔一〇一〕 岩倉勅
勘長明の原因〔一〇二〕

二六 岩倉對尹宮(三)……………一〇二

時節を待つ(一〇二) 天皇岩倉心事了解〔一〇三〕 結論〔一〇四〕 尹宮日記
〔一〇五〕 尹宮離間策掛念〔一〇六〕

第四章 岩倉の密奏……………一〇七

二七 續全國合同策(一)……………一〇七

岩倉合同一本槍〔一〇七〕 一橋に説く〔一〇七〕 續合同策密奏〔一〇八〕 慷慨上
書〔一〇九〕 内憂排除の要〔一〇九〕 外患内憂に乗ず〔一一〇〕 支那宋明の例
〔一一〇〕

二八 續全國合同策(二)……………一一一

内憂無くば外患無し〔一一一〕 幕閣の失敗〔一一一〕 井伊の暴政〔一一二〕 内憂

隨起〔一一三〕 内憂除去策〔一一三〕 君子小人論〔一一四〕 岩倉權數〔一一四〕

二九 續全國合同策(三)……………一一五

君子小人併用策〔一一五〕 外力借用の害〔一一六〕 石敬瑭以上の憂ひ〔一一六〕
外國干渉の憂ひ〔一一七〕 外夷干渉排除の要〔一一七〕 外患益深からんとす〔一
一八〕

三〇 續全國合同策(四)……………一一九

詔書換發の要〔一九〕 詔書案〔二〇〕 大藩招致策〔二〇〕 天皇親政論〔一
二一〕 岩倉の理想〔一二二〕

三一 續全國合同策(五)……………一二三

天皇引責論〔一二三〕 成否御一身に存す〔一二三〕 岩倉意見根本義〔一二四〕 維
新中興と建武中興〔一二四〕 根本對外問題に在り〔一二五〕 井上岩倉を説く〔一
二五〕

三二 岩倉具視の時務密奏(一)……………一二六

岩倉實行方法の變化(一二六) 橋薩に説く(一二七) 一橋勸説の無効(一二七)
岩倉密奏(一二八) 長州出師細民懇嘆(一二八) 下情上達せず(一二九) 政令事
勢に背馳(一二九)

三三 岩倉具視の時務密奏(二) 一三〇

萬事果斷の要望(一三〇) 一大手術要求(一三一) 憂患由来探求の要(一三一)
政令統一の要(一三二) 幕府公私混同(一三二) 長州再征不可解(一三二) 本末
混同(一三三)

三四 岩倉具視の時務密奏(三) 一三四

幕府密私(一三四) 毛利氏亦不策(一三四) 骨肉相喰(一三四) 一家二主の害
[一三五] 朝幕共に失政(一三六) 萬機一新の要(一三六) 九門警衛意見(一三
七) 朝廷亦偷安(一三八)

三五 岩倉と倒幕思想 一三九

未だ倒幕ならず(一三九) 岩倉の實際的(一四〇) 岩倉の討幕決意(一四〇) 其
の原因(一四一) 井上の奔走(一四一) 岩倉猛然決意の因(一四二) 尹宮反對
派生ず(一四二)

第五章 小笠原長行廣島派遣 一四五

三六 幕府長州處分案を言上す(一) 一四五

國泰寺會見結果(一四五) 幕府弱點暴露(一四五) 幕府決斷の要に迫る(一四六)
處分案奏上(一四六) 奏上書本文(一四七) 衰運の衰策(一四八)

註 紀州藩上書(開國起原) 一四八

三七 幕府長州處分案を言上す(二) 一五〇

朝議寛典論(一五〇) 大樹言上(一五一) 會議傍聽願出(一五一) 願出不許可
[一五一] 武傳より幕府への申出(一五二) 尹宮配慮(一五三) 朝廷宣達書(一
五四)

三八 朝廷に於ける異論者 一五四

當初の勅答(一五四) 寛典論者(一五五) 正親町三條への詰問(一五六) 正親町
意見言上(一五六) 慷慨のみ(一五七) 近衛と尹宮二條(一五八)

三九 小笠原長行廣島に赴く……………一五八

別段御沙汰書(一五八) 武家傳奏仰渡(一五九) 小笠原壹岐廣島派出(一六〇)
小笠原への申達(一六〇) 小笠原廣島者(一六一) 幕府戰鬥的精神無し(一六二)

註 一橋慶喜伊達宗城への書翰(伊達家文書)……………一六三

四〇 小笠原長行の書翰……………一六四

廣島に於ける小笠原態度(一六四) 在廣島長州人態度(一六四) 對長處分案の種
種(一六五) 十萬石削封決定(一六六) 嘆願不採用案(一六六) 御所懸念(一六七)

第六章 長州の決意……………一六九

四一 赤根武人の斷罪臬首……………一六九

長薩提携進行(一六九) 赤根幕吏に捕へらる(一六九) 赤根放還(一七〇) 赤根
斬らる(一七〇) 同罪案(一七〇) 赤根心事(一七一) 策の爲に倒る(一七二)

四二 防長に漲る敵愾の精神……………一七三

四三 長防士民合議書(一)……………一七六

防長決心(一七三) 藩廳告文(一七三) 防長人覺悟(一七四) 杉梅太郎木戸宛狀
(一七四) 萩人心の作興(一七五) 敵愾精神普遍(一七五)
士民合議書起草者(一七六) 發行部數(一七七) 兩君上思召(一七七) 藩主父子
の周旋(一七八) 周旋效果(一七九) 褒詔下賜(一七九) 長藩の名義固執(一八〇)

四四 長防士民合議書(二)……………一八〇

八月十八日事變始末(一八一) 兩君上の爲辯解(一八一) 事件一段落(一八二)
兩君上忠節信義(一八二) 雪冤の必要(一八三) 二州士民覺悟(一八三)

四五 長防士民合議書(三)……………一八四

直訴の意氣(一八四) 割據覺悟(一八五) 飽迄抗戰覺悟(一八五) 赤穂義士の例
(一八六) 忠誠心事淺野の比にあらず(一八六) 決死七生の覺悟(一八七)

第七章 廣島に於ける長藩使節の運動……………一八九

四六 廣島に於ける長藩使節(一)……………一八九

尖戸等の廣島滞在(一八九) 尖戸の引上反對(一八九) 木戸品川廣島著(一九〇)
尖戸藝藩に演説書を贈る(一九一) 關老廣島著豫告(一九二)

四七 廣島に於ける長藩使節(二)……………一九二

處分案に對する尖戸意見(一九三) 幕令はね戻し覺悟(一九三) 薩士土持申分
(一九四) 小笠原廣島著(一九五) 藝藩長の演説書取次がず(一九五) 永井憂色
(一九六)

四八 廣島に於ける長藩使節(三)……………一九六

永井に懸合の覺悟(一九六) 從容處置の念(一九七) 歎願政策(一九七) 侵境者
擊退策(一九八) 持久策の要(一九九) 用意周到(二〇〇)

四九 廣島に於ける長藩使節と

山口政廳との交渉(一)……………二〇五

山口政廳決議書(二〇〇) 對幕方針一決(二〇一) 藝の居中穩便策(二〇二) 藝

藩好意的申立(二〇三)

五〇 廣島に於ける長藩使節と

山口政廳との交渉(二)……………二〇四

小笠原の行動(二〇四) 折衝豫定(二〇四) 一ト先づ引取りの案(二〇五) 幾應
も沙汰謝絶覺悟(二〇六) 臨機應變策(二〇六) 第三者同情獲得策(二〇七)

五一 廣島に於ける長藩使節と

山口政廳との交渉(三)……………二〇七

一身彼の爲す所に任ず(二〇七) 兵機彼より發生せしむる策(二〇八) 在藝諸藩
士折中説(二〇九) 山口政廳附箋(二一〇) 打合十分(二一〇) 幕府最後決心な
し(二一一)

五二 廣島に於ける長藩使節と

山口政廳との交渉(四)……………二一一

三支藩主出頭困難告知(二一一) 小田村山口に還る(二一二) 田部遊説(二一二)
岩國藩田部の説を肯かず(二一三) 廣澤木戸宛狀(二一三) 出先と山口政廳若干

の顛末(二二四)

五三 廣島に於ける長藩使節と

山口政廳との交渉(五)……………二二五

山口政廳指令(二二六) 拒絶認許(二二六) 敬願戦争併行策(二二七) 告宛書發表(二二八)

五四 小笠原閣老と藝藩主父子……………二二〇

藩主父子に上書(二二〇) 交讓絶對不可(二二〇) 責任歸著所(二二一) 不條理沙汰奉命難(二二一) 藝藩態度(二二一) 藝藩仲介謝絶(二二二) 幕府藝藩慰諭(二二三) 小笠原裏面工作(二二三)

註 小笠原長行命を行ふ能はず(京都守護職始末)……………二二四

第八章 長藩の交渉遷延策……………二二七

五五 幕府の嚴達……………二二七

時日遷延長藩の利(二二七) 三支藩主招致延期(二二七) 毛利父子孫招致(二二八) 穴戸歸藩の命(二二九) 嚴禁長藩士還付の達(二二九) 藝藩への達し(二三〇)

五六 穴戸等と山口政廳との交渉……………二三一

穴戸の日限延期請求(二三一) 一旦引上策(二三二) 高森滞在の命(二三三) 小田村の一旦歸山の命(二三三) 期限延引策(二三四) 政廳覺悟(二三五)

五七 藝藩使節山口に来る……………二三五

奇兵隊暴發(二三五) 飛報山口に達す(二三六) 幕府別手組處分發令を迫る(二三六) 奇兵隊脱走を小笠原に進達(二三七) 藝使幕令傳達(二三八) 廣澤藝使應接(二三九) 平靜池中一石(二三九)

五八 出頭延期の申譯……………二三九

長藩主父子書付(二四〇) 遷延口實(二四〇) 同老臣書付(二四〇) 右要領(二四二) 長藩運動の便利(二四三)

第九章 第一一奇兵隊事件突發……………二四五

五九 第二奇兵隊の脱走事件(一)……………二四五
長藩工作破綻(二四五) 第二奇兵隊(二四五) 暴動突發(二四六) 脱走巨魁立石(二四七) 倉敷代官所襲撃(二四七) 變報を幕府に告ぐ(二四八)

六〇 第二奇兵隊の脱走事件(二)……………二四九
淺尾藩の交渉(二四九) 立石岡山兵に應接(二四九) 岡山藩戦書(二五〇) 幕兵來襲(二五一) 山口政廳の處置(二五一) 政廳處罰案(二五二)
註 一橋慶喜池田茂政宛狀(史料草案・池田家書類)……………二五三

六一 脱走事件の善後策(一)……………二五四
政廳焦慮(二五四) 諸隊動搖(二五四) 政廳戒飭令(二五五) 廣澤植村宛狀(二五五) 雨降地堅(二五七)

六二 脱走事件の善後策(二)……………二五八
嚴重處分(二五八) 立石等斬らる(二五八) 脱走戦機を早む(二五九) 山縣木戸宛狀(二五九) 砲聲一發急要(二五〇) 脱走事件の刺戟(二六一)

第十章 毛利氏滅封の命……………二六三

六三 宍戸備後助再び廣島に赴く……………二六三
宍戸を名代となす(二六三) 藝藩への通知(二六四) 宍戸廣島著(二六四) 小田村宍戸の到着延引申出(二六五) 長藩宿論繰返し(二六五) 藝藩意見傳達(二六六) 宍戸決心を告ぐ(二六六) 黒田了介來る(二六六)

六四 使節出頭延期の申請……………二六七
幕令傳達(二六七) 出頭延期申請(二六八) 政廳指令を仰ぐ(二六九) 藝藩申聞かせ(二六九) 黒田の延引急通(二七〇)

六五 小笠原閣老幕令申達(一)……………二七二
四家名代國泰寺に入る(二七二) 幕令申達(二七三) 幕令本文(二七三) 興丸相續の命(二七四) 家來に關する發令(二七四)

六六 小笠原閣老幕令申達(二)……………二七六

穴戸備前任用許可令〔二七六〕 長井同類任用命〔二七六〕 吉川への申達〔二七七〕
本家家老への申達〔二七八〕 名代演説書呈出〔二七九〕 演説書却下名代退歸〔二
七九〕

第十一章 毛利氏幕命一蹴……………二八一

六七 山口政廳の決議書(一)……………二八一

穴戸小田村廣島留命〔二八一〕 政廳指令を仰ぐ〔二八二〕 決議書を廣島に送る
〔二八三〕 決議書本文〔二八三〕 内輪固めの策〔二八四〕

六八 山口政廳の決議書(二)……………二八五

幕府へ質問の簡條〔二八五〕 無理の理窟〔二八六〕 幕令一切返還〔二八六〕 諸家
家老遊説對策〔二八七〕 幕府を被告とす〔二八八〕 幕府名簿登載人名〔二八八〕

六九 穴戸、小田村の拘致……………二九〇

中村廣島著〔二九〇〕 幕吏穴戸寓訪問の達し〔二九〇〕 幕兵穴戸の寓を圍む〔二
九一〕 穴戸等別離の宴〔二九二〕 穴戸就縛〔二九二〕 隨員歸藩〔二九二〕 政廳

幕令拒絶決定〔一九三〕 廣澤等決議書〔一九三〕

七〇 却下及び嘆願(一)……………二九四

四家名代再嘆願〔二九五〕 藝使幕令を名代に傳ふ〔二九五〕 名代答辯書〔二九五〕
藝士閨老の命傳達〔二九六〕 野村廣島派遣〔二九七〕 宗藩老臣嘆願書〔二九七〕

七一 却下及び嘆願(二)……………二九九

檢證中止の疑〔二九九〕 穴戸小田村拘置の疑問〔三〇〇〕 人々疑惑を増す〔三〇
〇〕 實は抗議〔三〇一〕 一觸即發の形勢〔三〇一〕

七二 戦機漸く迫る……………三〇二

四家代表嘆願書〔三〇三〕 抗議侃々諤々〔三〇四〕 再延期出願許可〔三〇四〕 藝
藩への幕命〔三〇五〕 諸藩への幕命〔三〇六〕

第十二章 薩藩の出兵拒絶……………三〇七

七三 木戸、大久保書簡往復……………三〇七

陣長聯合愈本格(三〇七) 木戸大久保交渉開始(三〇七) 會藩風聲移動の風評(三〇八) 上方形勢(三〇八) 黒田村田等懇命(三〇九) 木戸返書(三一〇)

七四 薩藩出兵を拒絶す……………三二一

出兵拒絶自然の勢(三一〇) 拒絶意見書(三一〇) 無名の師動かす可からず(三一三) 大義請け難し(三一三) 派書(三一四) 幕府黙過し難し(三一四)

七五 大久保一藏と板倉閣老との折衝(一)……………三二五

却下を押返す(三一五) 大久保の板倉詰責(三一六) 大久保報告書(三一六) 再面會強要(三一六) 板倉答辯(三一七) 幕府朝命背反の實證(三一八)

七六 大久保一藏と板倉閣老との折衝(二)……………三二九

他の三箇條(三一九) 魯朝廷矯勅(三二〇) 進發以來の失體(三二〇) 却下押戻し(三二一) 斷然拒絶申切り(三二二)

註 大久保の強硬(戊辰始末)……………三二三

七七 板倉閣老と折衝に付て 大久保の報告書(一)……………三三四

言論の雄(三二四) 板倉折衝報告書(三二四) 出兵不能の挨拶(三二五) 書面差出(三二五) 板倉辯駁(三二五) 大久保再駁論(三二六) 板倉辯明(三二六) 征伐の不當(三二七) 大久保論旨(三二七)

七八 板倉閣老と折衝に付て 大久保の報告書(二)……………三二八

矯勅舉證(三二八) 出兵拒絶書付行衛(三二八) 板倉諭示(三二九) 幕陣從前の關係(三二九) 黒田同道板倉役宅參上(三三〇) 板倉の大久保接見謝絶(三三一)

七九 板倉閣老と折衝に付て 大久保の報告書(三)……………三三一

大久保あく迄強硬(三三二) 再度會見までの順序(三三二) 前度意見繰返し(三三三) 板倉の出兵拒絶却下申譯(三三三) 幕府失態歴々(三三四) 大久保の論法(三三五)

八〇 板倉閣老と折衝に付て
大久保の報告書(四)……………三三六

上下顛倒不臣之大罪(三三六) 著々事實歴舉(三三六) 天幕不一定的の結論(三三七) 出兵拒絶理由(三三七) 兵庫開港問題(三三八)

八一 板倉閣老と折衝に付て
大久保の報告書(五)……………三三九

大久保陳述要領(三三九) 板倉出兵拒絶書預り置き(三四〇) 大久保逆撰(三四一)

第十三章 西郷の對五卿策……………三四五

八二 時局に就て、西郷より
大久保への書翰(一)……………三四五

西郷大久保異身同體(三四五) 西郷大久保を頌す(三四五) 五卿措置(三四六)

八三 時局に就て、西郷より
大久保への書翰(二)……………三四九

幕府の五卿護送達書(三四七) 久留米藩領承(三四八) 黒田説破(三四八) 護送幕令立消(三四八)
肥後人小林監察問答(三四九) 久留米孤立(三四九) 九州一致運動情勢(三五〇) 筑前形勢一變(三五一) 五卿守衛(三五一) 五卿決心(三五二)

八四 時局に就て、西郷より
大久保への書翰(三)……………三五三

小林恐怖(三五三) 佐幕派小林引留(三五四) 勤皇主義一中心(三五四) 五卿現狀維持の要(三五四) 幕府名分失却(三五五) 西郷の深謀(三五七) 英國志註文(三五七)

第十四章 薩英關係……………三五九

八五 薩英の交親……………三五九

英佛對立(三五九) 幕佛關係(三五九) 英の薩長近接(三六〇) 分野成立(三六〇) パークス日本情勢豫知(三六一) 松木弘安の働き(三六一) 英國薩長近接理由(三六二)

八六 薩藩英國公使を招待す……………三六三

グラバの斡旋(三六三) 薩藩士民取締(三六三) 判著間際の布達(三六四) 受書を徴す(三六五) 薩藩の重要視(三六六)

八七 英國公使及び艦隊の鹿兒島訪問(一)……………三六七

英公使鹿兒島著(三六七) 士官艦艦(三六七) 當時の新聞記事(三六八) 三艦投錨(三六八) 禮砲(三六八) 乗員上陸(三六八) 英公使等市中遊歩(三六九) 島津忠義英艦訪問(三六九) 馳走の数々(三七〇)

八八 英國公使及び艦隊の鹿兒島訪問(二)……………三七〇

藩主射撃參觀(三七〇) パークス夫妻上陸(三七一) 鑄砲場を觀る(三七一) 鹿兒島退去(三七二) 薩藩の好意認識(三七二) 遊獵馳走(三七三) 藩民惜別(三七三)

八九 英國公使及び艦隊の訪問に關する薩藩側の記事(一)……………三七四

判著第一日(三七四) 同第二日(三七五) 第三日(三七六) 第四日(三七六) 第五日(三七七) パークス退去(三七七)

九〇 英國公使及び艦隊の訪問に關する薩藩側の記事(二)……………三七八

第六日(三七八) 幸藏丈ヶ較べ(三七八) 第七日(三七九) 悲憤慷慨者(三八〇) 英國婦人(三八〇) 十七日の饗宴(三八一)

九一 訪薩に對する一英人の觀察……………三八二

閉鎖舊習一洗の容易(三八二) 訪問の効果(三八三) 佛人心得違ひ(三八四) 英佛相剋(三八四) 幕府の對長失策(三八四) 長州武備の進歩(三八四)

九二 薩英會商と西郷吉之助(一)……………三八五

西郷の書翰(三八六) 西郷の注意(三八六) 達書草案(三八六) 帖佐彦七宛狀

九三 薩英會商と西郷吉之助(二)……………三八九

勅使兵庫差遣の件(三八九) パークス満足(三九〇) 西郷の兵庫開港策(三九一)
 パークス國王唯一論(三九二) 諸藩自由外交論(三九三) 江戸に人物派遣談(三
 九三) 薩英黙契(三九四)

註 パークスの功績(薩藩海軍史)……………三九五

第十五章 長英關係……………三九七

九四 長藩と英國……………三九七

長英關係の始め(三九七) 高杉井上宛狀(三九八) 長崎非幕黨策源地(三九九)
 伊藤木戸井上に英使會見勸説(三九九) 高杉小蒸汽船買入(三九九) 高杉伊藤英
 使と會見(四〇〇)

九五 長幕手切れの談判(一)……………四〇一

開戦避け難し(四〇一) 幕府の命令(四〇一) 長州嘆願書提出(四〇二) 三支藩
 岩國嘆願書(四〇二) 言範辭殿(四〇四)

九六 長幕手切れの談判(二)……………四〇五

長藩最後の對幕順序(四〇五) 幕府不採用通告(四〇六) 四家老臣演説覺(四〇
 六) 防長士民差出書(四〇八)

註 長州の遷延策(幕府衰亡論)……………四〇九

第十六章 幕軍大島郡に迫る……………四一一

九七 問罪師進發の上奏……………四一一

幕府戦備(四一一) 進討奏上(四一一) 一會桑の申請(四一二) 餉迄朝命奉承
 (四一二) 幕府言上書(四一三) 勅答(四一四) 若干の異分子(四一五)

九八 大島郡に於ける開戦……………四一五

藝州先鋒罷免(四一六) 井伊櫛原任命(四一六) 上關附近砲撃(四一七) 幕軍前

鳥集合(四一七) 村上河内出陣(四一八) 幕兵安下庄砲撃(四一八) 大島郡兵退却(四一九) 山口政廳増援(四一九)

九九 大島郡に於ける彼我の勝敗……………四二〇

幕軍防長人民布令(四二〇) 外船布達(四二二) 長藩の國境榜示(四二二) 大島一戦は除外例(四二二) 大島度外視(四二二) 大村の戰略(四二二)

一〇〇 丙寅丸の快戦……………四二三

大島郡奪還方策(四二四) 高杉の急襲(四二四) 大島郡奪還(四二五) 高杉奮戦の狀(四二六) 高杉の勇氣(四二七)

第十七章 四境戦機迫る……………四二九

一〇一 幕長勝敗の概論(一)……………四二九

各方面開戦(四二九) 幕軍戦意なし(四二九) 長兵戦に關る(四二九) 幕軍舊戦法株守(四三〇) 藝州口幕兵の強き理由(四三〇) 小倉兵善戦(四三〇) 長藩勝利の要素(四三一) 大村の出身(四三一)

一〇二 幕長勝敗の概論(二)……………四三二

大村の出府と歸國(四三二) 家祿百石を賜はる(四三三) 大村の人望(四三三) 長藩軍神(四三四) 作戰計畫の妙(四三四) 軍政戰略戰聞三者兼備(四三五) 歩も敵兵を入れず(四三五)

一〇三 藝州口開戦の序幕(一)……………四三六

藝州口守備軍兵(四三六) 應戰理由開陳(四三七) 藝州侯宛狀(四三七) 幕閣老宛狀(四三九)

一〇四 藝州口開戦の序幕(二)……………四四〇

長藩井伊神原宛狀(四四〇) 最近事實の陳辯(四四一) 曲彼に在り(四四一) 退去要求(四四一) 長藩氣質と薩藩氣質(四四二) 長人の特徴(四四三)

一〇五 藝州口開戦の序幕(三)……………四四四

長藩進軍理由公示(四四四) 禁門變以來の事情(四四五) 削封廢立不條理(四四五) 大島郡砲撃(四四五) 臣子の分を盡さん爲(四四六) 對藝關係(四四七)

年表並人物概覽

其一年表……………一—八
 其二 人物概覽……………九—二六

索引

索引……………一—六

挿入繪圖

- 一 岩倉具視岩倉村幽居之圖……………卷首
- 一 倉敷附近要地圖〔六〇〕第二奇兵隊の脱走事件〔一〕……………二四九
- 一 周防大島要地圖〔九八〕大島郡に於ける開戦……………四一八

近世日本
 國民史 倒幕勢力擡頭篇

蘇峰學人

第壹章 岩倉の經綸發表

〔一〕 薩長對幕府



昭和十年八月初九、富士山麓、山中湖畔、双宜莊に於て、近世日本國民史第五十九冊、孝明天皇御宇期第三十冊を書き始む。

正面的幕府對抗

癸丑甲寅以來、外艱は内難を惹起し、所謂る内外多事であつたが、未だ公然幕府に對して、敵對の旗を翻したるものは無かつた。勿論部分的には騷擾あり、戰爭

第一章 一 薩長對幕府

もあつた。されど筑波の一擧と云ひ、禁門の變と云ひ、幕府側の或者を敵としたる迄にして、幕府其物を敵としたるものではなかつた。偶々天誅組や、生野銀山の擧の如き類あつたが、此れも烏合の衆にして、到底組織的勢力ではなかつた。眞に組織的勢力を以て、正面から幕府に立ち向ふたのは、慶應二年正月、薩長聯合が、具體的に成立したる以後の事だ。

幕府の激成

然し當時は長藩は陽敵として、薩藩は陰敵として、長州は大手から、薩藩は搦手から、然も是れ皆な幕府が自から激成したるものであつた。詳に言へば、幕府が餘りに窮鼠である長藩を追ひ詰めたから、却て長藩より反噬せられたのだ。而して幕府が餘りに愚策を弄するから、薩藩から見限られたのだ。されば薩長兩藩をして提携せしめたるも幕府であり、兩藩が幕府に對して公然若しくは隱然楯を衝くに至つたのも、幕府が斯く仕向けたのであると云ふも、恐らくは餘りに酷論ではあるまい。然も翻つて考ふれば、長と云ひ薩と云ひ、關ヶ原役以來、徳川氏の爲めに壓迫せられ、何れも舊怨を遣れずに居た。固より中間の泰平時

關ヶ原以來の憤激

代には、一時これが潜伏したるも、それは唯だ其の鋒鏑を露はさない迄にして、決して消散したのではなかつた。然るに今や漸く其の機會に際したから、彼等は寧ろ自然的に、本能的に、對幕的協同作業に取り掛つたものであるとも云はれないこともない。

幕府始組の責任

されば幕府の自業自得と云ふも、其の責任の一半、寧ろ一大過半は、將軍家茂よりも、將軍家康が負ふ可きものと云はねばならぬ。従つて之を以て當時の幕府當局者のみを罪するは、未だ決して平允の論ではあるまい。

政權返上は必然的

更らに幕府が長藩を極所まで追ひ詰めず、彼等をして幕府と妥協するの餘地あらしめたらば如何、會津や桑名に頼る代りに、薩摩に頼りたらば如何、此の如くすれば薩長は、果して何時迄も幕府の味方として、幕府保存黨の双先鋒となる可き乎。思つて此に到れば、幕府の苦境も亦た恕察す可き點がある。乃ち如何に幕府が善政、良策を施すも、日本に二個の政權が併立し、二個の政府が兩在することは、對外的には極めて非論理的であるばかりでなく、不便利であるばかり

善因善果
を得ず

りでなく、事實上殆んど不可能であつた。されば到底幕府は如何なる道程を辿るも、政權返上は癸丑甲寅以來避く可からざる結論であり、皇政復古は、如何なる歴史的流域を経過し來るも、動かす可からざる到著點であつた。但だ幕府の愚策、拙計は、偶々その氣勢を旺んならしめ、その氣運を促がすに過ぎなかつた。歴史上から見れば、善因必らずしも善果を結ばず、惡因必らずしも惡果を實らさず。時には荆棘より葡萄を穫、時には葡萄より荆棘を收む。此れは不思議に似て、不思議でない。要は歴史的大勢は、決して單一の要素から發生せらるゝものでなく、凡有る要素が綜合渾成して出で來るものであるからだ。醫師の調劑如何によりては、毒藥必らずしも、毒ならず、善藥必らずしも善ならず、例せば幕府衰亡が、若し必然の事とせば、善政もて幕運を長からしめたる阿部伊勢守よりも、暴政もて幕運を縮めたる井伊掃部頭に、より多く感謝す可き理由が無い。も無い。

維新回天
の一劃時

何は兎もあれ斷然幕府と與にでなく、幕府に對して、反對の勢力が組織的に成立し、その成立したる勢力によりて、事々物々、時々刻々、幕府の顛覆を促進せしめたるは、慶應二年正月、薩長聯合の成立したる以來の事にして、維新回天史は、此の時期に於て、確かに其の一頁を翻へしたるものである。

松平春嶽の感想

再度長州征伐の事をきくに、於幕府は大なる希望ありし由。長州征伐は卵を壓すが如し。速に勝利とのみ存詰候よし。今度の長州征伐を非とするもの、第一薩藩、土藩其外各藩あり。天下の如斯動亂するは、畢竟薩土を始め、尾州、越前、熊本、肥前、筑前、四州の諸藩なり。幕府の倒るゝを待ちて帝王のみに勤王を唱へ、甚可惡奴等也。長州征伐彌勝利ならば、追々に薩、土、越、尾、肥前、筑前、四州其外藩々追々討滅するの遠謀ありしよし。是は實事らしく思はれたり。慶永表向は幕府の待遇厚けれども、内心に至つては、油斷ならずと、或人が余に忠告せり。〔逸事史補〕

【二】岩倉と三條

公家と幕府

薩長以外に、恒に幕府の忌憚したる勢力に、公家がある。公家は皇室に最も密邇し、云はゞ直屬の臣である。されば恒に朝廷と對立し、皇室に對してさへも、自から兩敬の間柄をもつて居り、且つ居らんとしたる幕府が、公家に對して、其の注意を忽にしなかつたことも、決して不思議ではなかつた。

幕府の公家對策

徳川幕府の公家に對する政策は、彼等を政治的に敬遠し、政治的に無勢力であり、且つ無能力ならしむるにあつた。徳川氏は百姓を餓死せしむる程の苛斂誅求を欲しなかつたが、百姓をして豊滿、肥大ならしむるをも好まなかつた。云はば彼等を漸く喰つて行ける程の生活情態に措くことが、その理想であつた。公家に對する政策も亦た然りだ。寧ろ富むよりも貧ならしめよ。寧ろ軟弱ならしむるも、決して強剛ならしむる勿れ。必需に應ずれば贈賄も要具である。然もそれは一時的にして、決して恒久ならしむる勿れとは、幕府の歴代執り來りし對

公家對策の一變

公家政策であつた。然も此の政策が、癸丑甲寅——嘉永六年、安政元年——以來、餘儀なく一變せざるを得なかつた。

それは外交に就て、朝廷に奏上し、朝廷の命を仰ぐに際しては、公家を閑却する譯には參らなかつたからだ。それは朝廷と公家とは不可分であるからだ。至尊のみに奏上して、公家に預り知らしめざらんとしても、それは不可能だ。至尊に奏上すれば、至尊は必ず之を周邊の公家に御諮問あらせらるるは必然のことだ。此れが朝廷の制度である。此の制度は、如何に幕府の勢力を以てするも、之を如何ともすることは出來ない。

公家の勢力

故に徳川幕府は、恐れ多くも至尊を全く政治の埒外に、敬遠し奉つてゐた。それには一切御委任と云ふ好辭柄を持つてゐた。然るに今や外交問題の爲めに、朝廷を無視する克はざるの場合に際し、自から其禁を破りて、至尊を政治の埒内に誘引し參らせたからには、其の不可分なる公家をも、勢ひ誘引せざるを得なきに到つたのは、勢ひ已むを得ざる次第であつた。但だ公家の所謂る政治的知

識は、才かに禁裡内に止まりてゐたから、幕府に取りては、左程恐怖する程の勢力には衝突しなかつた。それでも安政五年の劈頭堀田備中守は、幕府中の英物川路聖謨、岩瀬忠震等を率ゐ、一舉して其の所志を達せんとて上京したるが、却て公家の爲めに、撃退せられ、旗を捲いてほうくの態にて、歸東したるの事實に徴しても、公家の勢力の侮る可からざるを實驗した。

岩倉の擡頭

公家の中に於ても、其の門地位階の高からざるに拘らず、尤も有力者の一人は、岩倉具視であり、其の年齢の壯にして、經驗の不足したるに拘らず、尤も有力者の他の一人は、三條實美である。然るに岩倉は勅勘を蒙り、文久二年八月以來、落飾蟄居、洛北岩倉村に幽栖し、三條實美は、其の同志の公家六人と共に、文久三年八月以降西下し、今は太宰府に幽居の身となる。而して公家側に於ては、尹宮——朝彦親王——と、關白二條齊敬とは、無二の徳川方なれば、此の方面は、幕府に於ても、殆んど安心の姿であつたが、今や蟄龍は、再び其の頭首を擡げ、岩倉は漸く京都に於て、志士と交通し、やがては薩人と相結ばんとし、而して三條等は太

三條の活動

三條岩倉の擡頭
その效果

宰府に於て、幕府の監視の嚴重なる裡に、志士と交通し、三條其人が直接に、薩長の聯合を斡旋せざるまでも、間接に彼が其力を效したることは、決して少小ではなかつた。而して今や互ひに嫉視反目したる薩長が、尊皇倒幕を旗幟として聯合したる如く、従前に於ては、互ひに其の方向を別にし、其の政見を殊にし、特に三條の如きは、岩倉を以て、奸魁と認めたるに拘らず、やがては握手するに到つた。抑も岩倉と三條との握手は、薩長の握手とは、同一視す可き程の重要事件でなかつたにせよ、やゝ之に次ぐの重要事件であつたには相違なかつた。特に岩倉其人に到りては、一人にて公家を代表するに殆んど餘りあり、一大政治家にして、隠然一敵國の看を做さしめた。

【三】 叢裡鳴蟲 (一)

岩倉の才
氣膽略

岩倉具視は、攝關の家柄でもなく、清華の班にも列せず、村上源氏の末流岩倉家に、堀河家から養子として入りたるもの、其の門地は固より公家の棟梁となり、其の代表者となり、指導者となる可き資格は無かつた、但だ彼の膽略と、材力と、大器とは、當初より嶄然頭角を現はし、安政の末期より、文久の初期にかけては、朝幕の間に必須の要人となり、特に和宮御降嫁及び之に關する朝幕の交渉に就ては、彼の力與りて尤も大に居た、而してその爲めに、彼の一身には、寵榮、威權、期せずして來り會まり、やがてはそれが失脚の因となり、幕府と通謀の罪名にて、文久二年八月、三十八歳にして、勅勘を蒙り、一時は殆んど一身を措くに所なく、漸く洛北岩倉村に蟄居して、生命を全うするを得た次第は、既記の通りだ。

岩倉窮晦

爾來尊攘熱の京都に沸騰するや、彼は恒に浪士の狙ふ所となり、特に文久三年二月には、重慎を命せられ、その爲めに、一時は岩倉村と花園村との間に往來して、其の踪跡を窮晦し、辛くも其の一命を保つを得た。

岩倉の經
綸吐露

然も彼が落々たる雄心は、死に瀕しても、毫も沮喪する所なく、私かに志士と交

志士と交
通開始

通し、慶應元年の夏には、叢裡鳴蟲の一文を草して、其の志趣と經綸とを吐露し、之を薩藩の要人小松帶刀、大久保一藏等に寄せ、九月には、全國合同策を草して、關白二條齊敬に由りて、叡覽に供せんことを請うた。

小林と大
橋

抑も岩倉具視——當時入道友山——が、志士と交通を開始したるは、非藏人松尾但馬、京都の處士藤井九成等が、平生彼に信服したるの故を以て、恒に幽居に慰問したるに際し、岩倉は二人に囑するに、然る可き志士を誘引し來らんことを以てしたるに因る。

最初に伴ひ來りたるは、水戸の小林彦次郎——初め鯉沼伊織、中ろ小林彦次郎、後に香川敬三——だ、小林は松尾と親善であつたから、その縁故よりして、松尾に説かれ、又た藤井に勧められ、藤井に伴うて岩倉村に赴き訪うたが、一見非常の人傑たるを知り、彼は之を友人士佐の橋本鐵猪——後に大橋慎三——に語り、更らに兩人相ひ携へて之を訪うた、橋本も亦た岩倉の所説に嘆激し、此に於て小林、橋本の二人は、岩倉の股肱となり、斯くて此の二人の手引にて、志士は漸

陸人井上

く彼の門戸に集まることとなつた。而して小林に導かれて來り訪うたる一人に、薩人井上石見あり、彼も亦た岩倉に一見傾倒する所あり、此に於て岩倉は文久二年大原重徳が勅使として東下するに際し、自から三事を獻策し、之を朝旨として幕府に諭したる、その三事策に細註を加へ、其の所懐を陳べ、叢裡鳴蟲と題し、之を井上に示し、同人よりして、小松帶刀、大久保一藏に示さんことを要めた。

叢裡鳴蟲
本文

惟ふに此の一文は、半ば以上、過去を語りたるものにして、云はゞ岩倉其人の述懐に過ぎざるの感なきにあらず、けれども此れを知らざれば、彼が經綸の由來を詳にすることは不可能だ、されば我等は其の長文を憚らず、之を掲録するの已む可からざる所以を見る。

叢裡鳴蟲

予員外の身を以て、國事に鞅掌して、報效を圖りしは、壬戌の七月に至りて止む、爾後重讒を蒙むり、洛北の山村に屏居し、葛裘を換ゆること、已に四回に及

幽居の效
果

べり、其間交る所の者は、農夫樵人にして、時事を聞くも、亦街談巷説に過ぎず、今者謾に三事策に註して、所思を述ぶるも、揣摩臆測、事實を謬るもの、蓋し多からん、讀む者請ふ之を恕せよ。

壬戌の七月は、文久二年だ、文久二年から、同三年、元治元年、慶應元年に至る、故に四葛裘と云ふ、彼も餘儀なしとは云へ、能くも辛抱したるものだ、要するに岩倉の洛北幽居は、西郷吉之助の南島遠竄と、略ぼ其趣を同うす、但だ此の幽居中、兩人の心性を練磨し、人格を陶冶したるに於て、果して同一であつた乎、否乎、そは或は然るものもあらむ、或は然らざるものもあらむ。

【四】 叢裡鳴蟲 (二)

宸裁三事
策

敬て案ずるに、前年(文久二年)宸裁ありし三事策は、終始事勢に適切なる善猷

良謀と時局に明かにして、世務に老けたる士は、嘖々讃稱して已まざ、爾來歲月を経ると雖、今日仍ほ勅意を擴充して、實地に施行するも、何の障礙か之れ有らん、則ち憂國の宸衷より出で、天理人事の當さに然るべき所、固より犯す可からざる者あればなり、妄に三事策の勅意を、目今の時勢に徴して、以て得失を概論し、三事を施行する所以に及ばんとす。

此れは文久二年の三事策も尙ほ現時に、勅意を擴充して施行し得可き所以を云ふ。

文久二年勅諭

朕惟方今時勢、夷戎恣猖、羶幕吏失措置、天下騷然、萬民欲墜塗炭、朕深憂之、仰恥祖宗、俯愧蒼生。

此の漢文は文久二年の勅諭の文字だ、以下之に倣ふ。

大藩提挈の要

右夷戎猖獗、一年より甚し、既に生麥一件の償金あり、鹿兒島海の侵犯あり、又赤間關港の入寇あり、嗚呼幕吏の措置を失ふ、其極遂に此に至る、苟も國を憂へ、時を傷むもの、誰か切齒扼腕せざらんや、此時に方り、純忠の大藩相提挈

皇妹降嫁

して、國是の議に參じ、宸斷を経て、之を決行せば、四方響應し、水の卑に就が如し、沛然として孰か能く之を禦がん。純忠の大藩をして、相ひ提携せしめ、以て國是の議に參せしめんとするが、是れ岩倉の恒に胸中に惓惓として遺る、能はざる所の經綸の一だ。而幕吏奏曰、近年國民不協和、是以不能舉膺懲之師、願降皇妹於大樹、則公武一和、而天下戮力、以掃攘夷戎、故許其所請焉、而幕吏連署曰、十年内必攘夷戎、朕甚喜之、抽誠祈神、以待其成功。

將軍京都移居案

此れは和宮御降嫁一件の要領だ。右國威振張の叡念を以て、徳川祖先の功德を追感し、幕吏の懇請を允し、遂に皇妹を大樹に降嫁せしめたり、然るに十年云々は、幕吏一時の飾辭を以て、朝廷を欺罔するに過ぎずして、却て禍亂の源と成り、事皆畫餅に屬せり、是を以て皇妹の江府に在るは、誠に無用の事たり、夫れ無用の事にして、仍ほ夷戎徘徊の地に居らしむるは、奉幣使を、三社に遣はして祈禳せし宸懷に於ては、忍

ひざる所ならん。夫れ皇妹は、九重の深宮に成長し、俄に山河百里の外に徒居し、見るとして異風に非らざるはなく、聞くとして殊音に非らざるはなし。其習俗未だ曾て聞見せざる所なり、皇妹の情を想像するに如何ぞや。抑皇妹降嫁せらるゝや、一女子の身を以て、全國の協和を謀り、膺懲の典を擧ぐることを得ば、多少の辛酸は顧る所に非ずと、奮然決意して、聖諭を奉せられたることなれば、異風殊音の如き、瑣細の事柄は、固より其意に介することは無かるべし。然ども目今は時勢已に一變し、公武の間に在ては、無用の婚姻たり。皇妹に在つては、無益の艱苦たり。其婚姻を解て、皇室に復歸するも亦可ならん。然れども夫婦は人倫の大經なり。鄙野の匹夫匹婦だも、尙琴瑟調和を貴ぶ。況や皇妹に於てをや。故に後段に論ずるが如く、大樹をして、京師に徒居せしめば、降嫁の名實共に全ふして、遺憾なきに庶幾らん。

岩倉の權

攘夷十年の約束を反故にしたとて、幕吏の欺罔を責め、皇妹降嫁も、徒らに無益の業に終らしめたるを論ずるは、尤の次第であるが、その皇妹降嫁を實行せし

めたるは、抑も誰である。岩倉其人では無かつた乎。然るに彼は之を宛も他人の仕業の如く論じ去り、論じ來りて、半點一點も、自己が此事を參畫したる一人であることに説著しない。岩倉其人が權數に饒かなる政治家的資質の所有者たることは、此の一事を見ても能く之を察することが出来る。

【五】 叢 裡 鳴 蟲 (三)

天下大赦

昨臘和宮入關東也、使千種少將、岩倉少將論天下大赦之事。

此れは勅諭の一節だ。昨臘とは文久元年十二月のこと。

右壬戌(文久二年)の歲、島津氏(島津久光)上京、王事に鞅掌し、諸國の志士亦奮興して、京攝以西の形勢頓に強盛を見はす。是に於て幕吏狼狽、前日抑留せし内勅の一部を、遽然決行せり。是れ自ら其威權を挫き、柔弱を暴露したるものに

して、嘲笑するに堪えたりと雖、元來朝廷の恩旨に出づるものにして、之を決
行せしめたるは、島津氏及諸國志士憤發の功と謂はざる可からず。

此の大赦の事は、延いて伏見寺田屋にて斃れたる志士に及び、その爲めに薩長
の間に小葛藤を生じ、遂ひに大原重徳の勅諭偽造の事件を發生せしむるに至
つた次第は、既記の通りだ。

陛下親政
の要

且告曰、國政仍舊、大概委關東。至如外夷之事、則我國一大重事也、係其國體者、
咸問朕而後定議。

右當時に在ては、此の如くにして可なりと雖、今日に於ては、三百諸藩の進退
より、億兆の産業に至り、凡そ國家の政令は、大小と無く、悉く皆外夷の事に關
繫せざるはなし。故に後段に論ずるが如く、大樹京師に徙居し、事の内外を論
せず、大事件は具狀し、宸斷を経て、而る後に施行するに非らざれば、天下の人
心遂に歸嚮する所なし。當時の勅意と矛盾するが如くなるも、今日は之を擴
充するに在りて、要するに大同小異のみ。

文久二年の勅諭には、外交を除けば、一切の國務は舊に仍りて關東に委任すと
あるも、今や外交は國政の一切と至緊至密の干係ありて、之を切り離すことは
不可能である。故に一切の大事は、内外となく、悉く之を宸斷に仰がねばならぬ。
此れが岩倉の論旨だ。

幕府猶嫌
顧の非

或使二三外藩臣預聞夷戎之處置。幕吏對曰、宸意事甚重大、難遽奉行。請暫猶
預。

右二三外藩をして、待夷の事を預聞せしめんと欲せしは、深重の叡思より出
づる所なり。幕吏周章して、猶預を請ひしは、實に嘲笑すべきなり。其後長門藩
の長井雅樂が、勸誘するに及んで、始めて毛利氏に依頼し、公武の間に立ち開
港航海論を以て、周旋せしめんことを謀りたり。誠に陋と謂ふべし。何ぞ料ん
島津氏忽然と上京して義を唱へ、天下翕然と之に應せり。前に幕吏が援助と
爲さんと欲して依頼せし毛利氏は、國論一變して、過激の攘夷説と爲り、今日
は却て仇敵の思を爲すに至り、其處分に困めり。嗚呼天下をして、大亂の域と

なさしめんとす。嘆ず可きかな。

岩倉機敏

記して此處に至れば、如何に岩倉が、其の幽居四年間に於て、政見の一變したるかを知るに足らむ。固より彼は之を一變と云はずして、擴充と云ふも、曾て公武合體を主としたる彼は、今や幕府を見切り、朝廷單本位にて、天下の大政を處理せんと企てた。彼や實に機を見るに敏と云はねばならぬ。

岩倉の行動に關する疑問

然も若し彼にして文久二年以降の朝廷の上に立ち、その中樞人物の一人として、活動を持続し、若しくは其の地歩を進捗したらんには、彼は果して二條關白や尹宮やと同一側に在りて、専ら公武合體もて押し通したであらう乎。それは所謂の維新史上に於ける、一個の謎題だ。當時の活政治の問題は、只だ幕府と與にする乎、幕府に對して乎の二點に他ならなかつた。前者は一橋慶喜、會津、桑名の主張である。後者は専ら薩長の主張である。而して二條關白や、朝彦親王の如きは、専ら一會、桑と同心戮力した。乃ち岩倉をして朝廷に在らしめなば、果して其の全力を、何れの側に向つて傾盡す可かりし乎。それが疑問だ。但だ彼は失脚

の人となり、冷眼世態を見、熱腸時事を慷慨し、今や斷然薩長側と、其の意見を、全く一にしたと云はずんば、同一の方向を指して、邁進したることは、前文及び後段に於て、極めて分明だ。

〔六〕 叢裡鳴蟲 (四)

列藩謀議

既而頃日列藩有獻謀議者。如薩長二藩殊親來奏事。

右薩長二藩の上京は、三百年來絶無の義舉にして、國史上千古滅せざる忠節と謂ふ可し。苟に惟ふに目今朝廷要路の思慮する所は、多くは枝葉に拘はるが如し、其根幹を反省あらんことを望む。

現在の在朝の當局者に向つて、先づ一棒を與ふ。

幕府の天下
下箱口

回顧するに戊午(安政五年)より壬戌(文久二年)に至るの間に於て、幕吏は王室

を尊奉し、國事を慷慨するものは、親王攝籙を問はず、大小名を論せず、草莽の士に至るまで、一切之を幽囚し、之を流斬に處し、以て天下の口を掩はんとす。如何に智勇あるものも、亦跼天踏地、晝伏夜行の姿と成り、幕吏の威權強暴を極めたり。

事實全く其の通りだ。

薩長の大義首倡

夫れ幕府の羸弱未だ其形を外に見はさずして、凶焰仍ほ薰灼たるの時に當り、挺然介立して、大義を天下に首倡せしものは、薩長なり。尊王攘夷の説を唱へて天下の士氣を鼓舞せしものは、諸國の志士なり。朝廷其王事に執掌せしものに就ては、其奮興の前後を區分して、功勞の優劣を論ずること無かる可からず。抑後醍醐の朝、楠氏は河内の一豪族を以て、大義を首倡し、叢爾たる山嶺の孤城に據り、百萬の賊軍に當り、防守數月に亘る。是に於て諸道の豪傑、風を望んで振起し、遂に皇室中興の大業を成せり。新田、足利二氏の如きも、亦初は北條の將なり、而るに中興の後に至り、其恩賞の厚き、其倚賴の重き、尊氏を

首として、義貞之に亞ぎ、正成は其下に居る。本末顛倒し、權衡平を失ふ。加之朝廷に於て、楠、新田、足利三氏を調和駕馭するの術なく、再び大亂を醸し、既成の大業を破る。今日之を回想するときは、遺憾千萬なり。冀くは朝廷古今を鑑照し、功勞の如何を考へ、公明正大の措置あらんことを。

建武中興を追憶するは、現今の時事を論ずる所以だ。岩倉の胸中には薩長を調和し、志士の心を收攬し、大政維新の鴻業を成就するの成算は、既に熟してゐるものゝ如くに察せらるゝ。

志士蜂起

且山陽南海西國之志士蜂起、密奏曰、幕吏奸徒日多、正議委地、而蔑王家、陸夷戎、物貨濫出、國用乏耗、萬民困弊之極、殆至受夷戎之管轄、不日而可知也矣。冀舉旌旗、奉鸞輿於函嶺、誅幕府之奸吏。

是れは眞木和泉を主として、大和行幸主張者間に於ける以心傳心的の意見であつた。

觀念背反

右西國志士の畫策、未だ決行すべきの時機に非らずして、其必成の功を見る

可からざるを叡察あり、故に之を採用せざりしなり。而るに大和行幸の朝議は、本畫策の旨意を貫徹せしめんと欲するもの、如し之が爲に癸亥（文久三年）八月の變動、甲子（元治元年）七月の暴擧、相踵で起り、今又伐長の役起らんとす。一として國家の禍亂を養成するに非らざるは莫し、當時の叡念と相反することを知るべきなり。

究極の目的

如上の事件は、事専ら薩長に關するものあり、是を以て故らに之を詳論せず、單に其の事件を歴擧したるに止まる。惟ふに岩倉究極の意見は、薩長を聯合せしめ、以て朝政を恢復せんとするにあり、而して彼は更らに其の主力を薩に認め、乃ち薩は岩倉に取りては、初戀の政友であらざるも、中年の尤も熱烈なる政治的戀愛である。而して彼はやがて其の配偶者として、大久保一藏を見出した。

【七】 叢裡鳴蟲 (五)

京都物語

或曰爲除太平浸潤遊惰之弊、誅京師之奸徒。

右幕更多年の關政に基因し、時勢此に至ると雖、輦轂の下に於て、干戈を動かすは、國家の頭腦に大熱の激發するが如きものにして、四肢其用をなすこと能はざるの虞あり、朝廷之を憂へて、島津氏に諭し、其鎮撫を奉行せしむ。遂に伏見寺田屋の一擧あり、忠勇の壯士數人をして命を白刃の下に隕し、恨を呑むの鬼と爲らしめ、國の元氣を闕損す。惜む可き哉、其後過激の徒は、本畫策の旨趣を濫施し、九條家の侍島田を始めとし、頻頻暗殺を行へり、其勢激進して、苟も己れが意見と異なるものは、正邪淑慝を問はず、惡逆と呼び姦賊と罵り、動もすれば之を斫殺せんとす。其甚きに至ては、足利木像の首を梟するに至れり。自今は幕府及諸藩の士卒、羣下に充塞すと雖、猶ほ隻兵の警備なきが如し。夫れ綱紀廢弛して、激徒の暴行此の如し、之を制止するの道を講せざれば

天下の亂れざらんことを欲するも、豈に得べけんや、是亦當時の叡念と相反することは知るべきなり。

此れは京都の秩序紊亂、人心洶々、社會の安寧を保持すること能はざる事實及び事情に就て語り、天下の亂、或は此れより生せんとするの危懼を説く。

攘夷令

又曰不願幕府下攘夷之令於五畿七道之諸藩。

右癸亥(文久三年)の歲、攘夷の期限を海内に布告したるも、攘夷の策略は、大樹に委任するの故を以て、今日に至るまで、其成功を見ることを得ずと雖、當時若し本畫策に據り、之を決行せば、其紛擾の甚しきは、必ず名狀すべからざるに至りしならん。

志士鎮壓

如其衆議、畢雖出于忠誠憂國之事情、事甚激烈、使諭薩長之輩、以鎮壓。

右朝廷薩長二藩に諭して、志士を鎮靜せしめしは、決して志士を疏忌したるに非らず。志士を綏撫し、以て大に他日國家の用に供せんと欲するに在るが爲めなり。

薩長の爲めに辯じ、朝廷の爲めに辯ず。要は四方の志士をして、朝廷の本旨を誤解せざらしめんとするにあり。

幕吏因循

其他召幕老久世大和守、往復歷日、未告唯諾、而先行。昨臘所諭之大教、夫大樹猶弱、何失之有、但幕吏因循偷安、撫馭失術、如是則國家傾覆、可立而待也。朕日憂懼焉。所謂偷一日之安、忘百年之憂、聖賢之遺訓、可鑑矣。當內修文德、外備武衛、斷然建攘夷之功。於是斟酌衆議、執守中道、欲使德川與祖宗之功業、張天下之綱紀、因策三事。

右一日の安を偷み、百年の患を忘るの一語は、廟堂の上に立つものは、之を紳に書して以て朝昏諷誦すべし。今日朝廷幕府の要路にして、此語を服膺するものは、幾人か有る。噫。

此れは岩倉が自ら慷慨の熱情を漏らしたるもの。

以下の所謂三事策なるものは、若し岩倉の獨造と云ふ能はずんば、岩倉の力尤も大に居ることは、争ふ可からざるもの。是を以て彼は此の三事策に就ては、

所謂三事策

此機會に於て、尤も張膽明目して、之を詳論してゐる。

大原東下

初め三事策を群臣に咨問するや、忌憚なく可否得失を上答せしむ。群臣異議あるなく、悉く皆宸策の善美を贊稱す。是に於て大原左衛門督氏を勅使とし、島津三郎氏を輔翼として、江戸に差遣はされたり。二氏東下心力を罄竭して、幕老と論議し、遂に一橋氏を後見に、越前春嶽氏を總裁に擧用したり。(原註)從來天下の望を繫げし所の一橋氏出で、後見と爲り、純忠寛厚の春嶽氏總裁と爲る。各幕政に參預すと雖、未だ幾もならずして、過激の論、朝廷の上に取り、二氏の伎倆を見はすに至らずして、春嶽氏は總裁を辭し、一橋氏も辭表を捧げ、一混亂を生ず。惜む可きかな。

此の一節尙ほつゞく。

〔八〕 叢裡鳴蟲 (六)

三條姉小路東下

是より幕府をして癸丑(嘉永六年)以來の弊政を釐革し、天下の人心を一定して、以て膺懲の典を擧行せしめんと欲せしに、何ぞ料らん。大原、島津二氏未だ歸京復命せざるに先ち、急激の攘夷論輩下に取りて、朝議俄に一變し、三條中納言、姉小路少將二氏、遂に勅使として、東下するに至る。事實全く此の通りであつた。

朝政確立せず

之を要するに、成功を急速に求めんと欲するに過ぎず。此の如く紛擾を極めたる時に於て、惟感歎するに足るものは、加茂、石清水行幸の一事あるのみ。而して大樹上洛し、列藩も亦上京せしと雖、朝政の基礎は、些も確立すること無し。

是も亦た事實だ。

諸國兵亂

爾來大和、但馬、常野等に、志士兵を擧げ、又關下の兵亂を見るに至る。此間朝廷

の處置は是非紛糾、曲直錯雜、殆んど之を辯ずること能はず、誠に長大息の至ならずや。

斯く論斷せられても、致し方あるまい、何となれば事實固より此の如くあればなりだ。

三事斷行の要

因て惟ふに朝廷今日の急務は、確乎不拔の廟謨を定めて、天下の人心を收攬するに在りて、彼の三事策は、猶ほ用ゐて、廟謨の基礎と爲すに足る、而るに今日に在ては、一事のみに止まらず、三事悉く斷行するに非ざれば不可なり。果して此三事を斷行せば、叡旨徹底し、邪說異論、其間に容るゝこと能はず、庶幾くは時局を匡濟することを得るに足らんか。

漸く岩倉其人の主張に入る。

第一策

其一曰、欲令大樹率大小名上洛、治國家、攘戎夷、上慰祖神之震怒、下從義臣之歸嚮、啓萬民和育之基、比天下於泰山之安。

右本策を斷行するは、今日を以て好機會とす。今や大樹大阪城に在り、和宮を

江戸より迎へて共に二條城に居り、日々參朝して天顔に咫尺し、君臣の間、水魚の如くなるときは、誰か能く之を離間せん、政令は内外を論せず、大事は具狀宸裁を仰ぎ、萬機一途に出でしむべし、是に於て幕吏が曾て望む所の公武一和、其實始めて擧がり、國內協和、諭さずして成るや必せり、誠に國家の幸福なり。

今日の公武一和

岩倉は尙ほ公武一和を口にしてゐる、然も今日の公武一和は、昔日の公武一和と、大いに其の旨趣を殊にしてゐる、そは昔日の公武一和は、双方の妥協を意味し、今日の公武一和は、將軍が朝廷に臣事するを意味す。

病根根本に在り

抑癸丑の歲、米使の始めて渡來せしより、幕吏狼狽、措置其當を失ひ、海内喧囂、志士仁人奮起して、國體を汚辱せられしことを憤慨す、是に於て君臣の義太陽の照徹するが如く、赫灼として天下に明かなり、故に眼に一丁字なき田夫野人と雖、亦朝廷を尊んで、幕府を賤むことを知るに至れり、而るに今や列藩兩端を抱き、觀望するものは、何ぞ、是れ朝諭幕令二途に出づると、開鎖の二論

紛然たるとに由るが爲めなり。然らば則ち今日の姿を以て、國威の宣揚を望むは、富嶽を挟みて、東海を踰へんと欲するものに異ならず。豈に三思九慮せざる可けんや。

彼は確かに病根の兩本位に存するを看破し、之を單本位たらしめんと欲した。即ち朝廷單本位である。

故に今日の急務は、本策を斷行し、大樹に諭して、和宮と共に二條城に徙居せしめ、朝廷は幕府列藩と國是を議定し、天下をして適從する所を知らしむるに在り。

將軍二條城移居の

一篇の主旨此に在り。即ち幕府を列藩と殆んど同列に就かしめ、而して列藩を率ゐて、以て朝命を遵奉施行せしむ。是れ彼の所謂の公武一和だ。

國是一定の法

夫れ國是を議定するには、朝廷先づ幕府と施政の大綱を起案し、而る後に諸藩主を京師に召集し、勅旨を以て、忌憚なく是非得失を審かにして、答議を上奏すべしと命じ、其上奏を觀覽ありて、古今に鑒照し、宸裁を経て、以て天下に

布告すべし。其布告の時に於て、自今而後士民の妄に政事を褒貶して、民心を惑亂するものは、嚴刑に處すべき旨を天下に諭すべし。古語に曰く、亂を治むるの藥石は、刑罰を重しとす。平を興すの梁肉は、徳教を先とすと。今日の事勢詳察せずんばある可からず。是れ彼が所謂の國是一定の法だ。

【九】 叢裡鳴蟲 (七)

國是動問の可否

議者或は曰ん、國是の勅問は甚だ不可なり。人心の異なるは、其面の如く、其議も亦た一ならず。是を以て甲の議は之を採り、乙の議は之を採らず。其採らるるものは、満足す可しと雖、否らざる者は、必ず不平を抱かんと、之を如何せば可ならん。故に曰く、朝廷先づ幕府と施政の大綱を起案し、聖意を以て確定し、

大樹之を賛成す、而る後に諸藩主に下して、答議を上奏せしめんと欲するなり。

君臣相互
審議の要

議者或は又曰はん、聖意を以て確定し、大樹之を賛成す、誰か奉行せざらんや、勅問は蛇足なりと、是れ然らず、國是を議定するは、國家の安危に係り、事最も重大なり、天子一人の獨斷にて、決して之を定むべからず、何となれば天下は祖宗の天下なり、君臣相共に是非得失を審議して、以て宸斷を下すべきなり、記して此に到れば、宛も五條御誓文の先觸れを、此中に見出すが如き心地す、興國の氣運は、彼を驅りて、覺えず斯言を做さしめたものであらう。

五大老評
定北設置
要

其二曰、依豊太閤之故典、使沿海之大藩五國、稱五大老、爲咨決國政、防禦夷戎之處置、則環海之武備堅固確然、必有掃蕩夷戎之功。

右大藩の中に就き、經世の才ある者五人を撰定して、幕府評定衆と爲す、而して大樹參朝し、政内外と無く、關白と評決して、上奏施行するを以て、國家の大事は、朝廷に於て、議傳兩役老中評定衆會議して、其利害得失を審かにす、此の

徳川臣籍
脱却

如くするときは、朝幕岐せず、政令一に出で、他より毫も異論を容るべきの隙なし、但五大老の名稱の如きは、必ずしも本文に據らずして可なり、其宜に従ひ、更に之を撰定すべし。

大小名内外藩の區別あるも、官位任叙に於ては、素より殊異あることなし、均く天子の任叙する所の官位なり、是故に同く朝廷の上に會議せば、譜代大名も、徳川の臣籍を脱することを得て、革新の政を行ふに於て、大に裨益あらん、要するに岩倉の意見は、平和的政權一切を朝廷に回收せんとするにありて、飽迄朝廷單本位の制度を制定するにありと知る可し。

一橋の輔
翼

其三曰、令一橋刑部卿、援大樹、越前中將任大老職、輔佐幕府内外之政、當不受左衽之辱、此萬人之望、恐不違朕意。

右大樹猶ほ弱齡にして、方今國家危急の秋なり、一橋氏は禁裡御守衛總督を以て、輔翼を兼ねしめ、越前春嶽氏は評定衆の一人に列せしむべし。

文久二年の幕府と、慶應元年の幕府とは、未だ必らずしも同一に論ず可からず。

是を以て今日に於て一橋を後見とし、春嶽を大老と爲すの議、必らずしもその儘に之を採用するを要せず、但だ現状に即して、兩人をして、各々其の最善を效さしむ可きのみ。

決于此三事。是故下使於關東。蓋欲使幕府撰三事中之一以行也。是以周詢群臣。群臣無所忌諱。各啓沃心丹。宜奏讜言。

幕府を強制

前文の如く、幕府をして三事共に奉行せしむるは、固より従前の叡旨を貫徹せしむる所にして、天下に對し信を失ふの處置に非ず。努て因循の陋弊を除き、他の權略を用ゐず、斷乎として條理を以て、幕府に曉諭すべし。抑此舉や天下治亂の分界なり、幕府之を奉承せば、朝廷の幸福、幕府の安全、誰か之を不可と言はんや。幕府若し命を奉せざれば、萬已を得ざるの措置に出で、嚴勅を下して曰く、速に爾が府に還り、爾が城池を修め、爾が用兵を繕め、以て王師を待つ可しと。

岩倉意見の進化

此の如く徒らに口舌を以て、幕府を論すばかりでなく、若し萬一幕府が朝命を

奉せざるに於ては、斷斷乎として、之を討伐するの決心を以て、之に任まんとした。此處に足掛け五箇年に於ける間に、岩倉の朝幕に對する意見が、如何に進化したるかを見よ。

101 叢裡鳴蟲 (八)

諸藩曉諭の案

同時に諸藩に曉諭して曰く、兵戈を動かすは、天下の大事、安危に係る所、固より慎まざる可からず、然れども幕府王命を拒む、又已むを得ざる所なり。癸丑(嘉永六年)以來、聖上宵衣旰食、叡慮を治國に勞し、諭命を幕府に下すこと、數十回に止まらず、是れ皆徳川祖先偃武の功を追念し、之に依頼して、以て綱紀を更張し、其祖業を繼述せしめんと欲するに非らざるはなし。奈何せん、大老、老中等、妄に威權を弄し、姦猾の意を縱にし、弊政滋す出で、國是遂に定まらず。

其れ此の如くにして歳月を消磨せば、上下困弊、人心瓦解し、夷戎の術中に陥らざれば已まず。願ふに癸丑より今年に至り、已に一紀を歴たり、凡そ事は一日遅ければ十日の禍を醸し、十日後るれば百日の難と成る、故に此意を悟らざれば、今日の交友も、明日は仇敵となること有り、因て大樹及老中等に諭す所あるも、遂に之に従はず、爾大小名、其れ或は幕府に對し、情義の違ひ難きもの、之れ有らん、是故に去就亦各其志す所に任かす、事既に此に至る、縱令一人の朝家を護衛するもの無きも、敢て顧慮する所に非らず、是れ上天の皇統を絶ち、國脈を斷つ、の秋なり、人力の能く採ふ所に非ず、叡慮已に決せりと。

以上は朝廷より三百諸侯に下し給ふ勅諭の主旨だ、此の如く幕府にもあれ、大小名にもあれ、此際に於て奉勅者となる乎、背勅者となる乎、首鼠兩端を止めて、斷然其の方向を決す可き旨を諭し、愈よ皇運挽回の國是を遂行す可しとは、渠れ岩倉の意見だ。

此の如く英斷果決して以て他に臨まば、些も恐るゝ所なきか。

諸藩向背
決定の策將軍陣中
提脱の策

此れが岩倉の斷案だ、單に此の一句によりて見ても、岩倉の膽略天下を壓するに足るの概あるを知るに餘りありとす。

一朝不幸にして、幕府朝命に抗し、干戈を用ゐるに至るも、大樹幼弱にして、職を襲ぎ、幕府の失政固より預り知らずして、其罪は悉く一身に集まる、情に於て憫まざる可からず、且和宮の嫁する有り、亦宜く用心注意せざるべからず、是故に大樹自ら出で、戰に臨まば、其身をして陣中より逸せしむることを計るべし、預め此意を官軍都督に諭し置くこと肝要なり。

何たる先見ぞ、其の事柄に於ては同一ならざるも——徳川家茂は既に死去したる爲めに——其の意味に於ては、殆んど同一の態度を明治戊辰の役に於て見たではない乎、渠れ岩倉は、慶應二年に於て、既に明治戊辰の運動を洞見したと云ふも妨げなけむ。

此征戰の期に臨んで、朝廷より始めて大命を、五ヶ國の戎夷に下し、比年國內混雜を生じ、遂に朝廷より幕府の罪を問はざるを得ざることに至りし事情

對外策

を告げ、且幕府諸藩より援兵を乞ふこと有るも、固く之を辭し、事平らぎ、常に復したる後に於て、朝廷より改めて外事に接するの御沙汰を待つべき旨を諭すべし。

此れは局外中立のことだ。

又聞くに、今の夷人は、古の夷人に非ず、能く事理を辨へ、名義を正して論議を爲すと、因て之に諭して曰く、幕府私意を擅にし、大皇帝を欺罔し、重大の國事を顧みずして、謾に各國と條約を締結せしより、遂に今日の内亂を生ずるに至る。曾て各國人を斫殺せし舉動あるが如きは、皆此僞約を爲すに基づかざるは莫し、故に今横濱、函館居留地の如きは、此時に乘じ、暴行の徒、侵入するのと有るも、測られず、因て一時長崎に退き、事平らぐの後、國內異論なき所を議定して、分明に應接すべし。又長崎は古來外國人居留の地にして、決して騷亂の及ぶこと無かるべしと雖、其他は不測の禍變なしと保し難し。不幸にして、一旦禍變起らば、各國と隙を啓くに至らん、遺憾尤甚し、故に速に長崎に退き、

外人を長崎に集むるの策

姑らく國內の平定を待つべしと、此の如く甘言を以て、先づ一港に集めば、後日應接を爲すに便利ならん、而る後に鎖港なり、開港なり、輿議公論に據り、其宜を取りて之を定むべし。

岩倉の外交知識

岩倉の知識は、不幸にして未だ世界の大勢には及んでゐないことは、如上の一節にて分明だ。彼が對外人策は、言ふ可くして行ふ可からざるものだ。但だ彼が赤熱的の鎖攘論者であらざることは、輿議公論もて、開鎖何れなりとも決す可しと云ふことをもて分明だ。

天下の無識の一人

抑朝廷の臣僚、太平苟安の陋習に浸染すること深し、縱令此三事策を決行するも、辛苦經營心身を勞役するに止まらんか、賴襄曰く、往時武田、上杉、北條、毛利、數州に跨ると雖、各其方隅に割據し、區々銖兩の勝敗を争ふのみ、獨り織田氏に至ては、則然らず、超世の才を以て籠蓋して之を取る、彼の數輩を見る。猶我が藩籬の如し、其天下を見るや、猶夫の奕碁の如し、其成算既に胸中に定まり、全局を以て、其勝を制せりと、方今誰か能く此に見るありて、確乎不拔の廟

謀を立て、多年分離の人心を收攬し、以て天子を奉戴して、朝權を萬代に牢固ならしむる者ぞ、誠に歎ず可き哉。

背後の力を恃む

是れ暗に織田氏たらんことを以て、薩藩主に望み、薩藩に望みたるもの。而して彼が幕府若し其命を奉せざれば、幕府と戦ひ、三百諸侯其命を奉せざれば、三百諸侯を敵とす可しとの意氣は、決して無謀ではない。其實は朝廷の背後に薩藩あるを恃みとしたからだ。

第二章 岩倉と薩藩

【一】續叢裡鳴蟲(一)

叢裡鳴蟲の目

岩倉具視の叢裡鳴蟲は、長文ではあつたが、其の徹底の目的は、從來の妥協的態度を一變し、儼然朝命もて幕府に勅命を下し、之を遵奉する乎、せざる乎の其一を擇ばしめ、若し萬一之を遵奉せざるに於ては、斷然之を討伐す可しとの一點に存した。而して朝廷は未だ誰の力を恃として之を實行す可き乎の問題に就ては、單に末項に織田氏の事を援き來りて、暗に薩藩を擬したるに過ぎなかつた。然るに彼は今や愈よ露骨に、正面から薩藩に向つて、此事を談ず可く、本文を艸したのだ。

續篇の目

予叢裡鳴蟲を艸す。其論旨固より採るに足らざるを知る。願ふに方今朝威稍振興すと雖、根軸未だ定まらず、恐らくは復た幕府の抑壓する所と爲り、臍を

嗚むの悔あらんか、憂慮措く能はざる所なり、因て拙陋を顧みず、續編を艸す。蓋し獨り薩藩に對して言ふのみ、請ふ此意を諒せよ。

予蒙謫屏居の中に在りて、叨に國事を論ず、世間に發露せば、必ず罪を累ぬるに至らん、予之を知ると雖、情の動く所、已まんと欲して已む能はず、筆を乗りて此を艸す。幸に愚衷を憫んで、他に漏洩すること勿れ。小松、大久保二氏は、舊相知なり、請ふ井上子之を示せよ。若し探るべきあらば、生前の本懐なり。

此の如く彼は小松帶刀、大久保一藏に向つて、此の一文を艸した。其經綸の一斑は、前文に敘説したる通りであるが、それを實行する上に於ては、固より薩藩の力を是れ恃みとしたことは、本文によりて倍々分明だ。

交友絶無

身は罪籍の中に在りと雖、國家を念ふの心より、燕言を敷陳するは、臣子の情義、亦已む能はざるものと知る可し。而るに滿朝の公卿予を見ること仇敵の如く、絶て音問を通ずるものなし。獨り惟む正親町三條、大原二卿の如きは、交情尤親密にして、胸襟を披き、曾て國事を論ず。今や鳥跡亦絶つに至れり。宜なり、予の洛外に放逐せらるゝや。

正親町三條實愛、大原重徳は、岩倉の親友だ。然るに今や此の二人の音信さへも断絶す。岩倉の落寞以て知る可し。

文章潤色の人無し

予學問なし、文章に拙なり、従前建白を始め、所懐を述べんと欲すれば、假名文字を以て之を草し、大原、綾小路二氏に乞ふて、之を潤色せしめたり。此篇の如きは潤色を乞ふべきの人なく、獨り秃筆を吮て之を草せり。故を以て行文滯滯、意思通じ難し。赧顔に堪えず、憤憂の餘、拙劣を顧みるに遑あらざるなり。

以上は本文を艸するに就ての緒言。

從來薩藩との交渉

抑薩藩は勤王を首倡し、純忠群を抜く、誰か其右に出づる者ぞ。初め三郎氏(鳥津久光)上京の時に方り、諸公卿幕府の武威を怖れ、敢て頭を出すものなし。予獨り意を決し、書を堀小次郎氏に贈りて、面晤を求め、共に國事を語りて、薩藩勤王の情を聞き、事細大と無く、窃に之を奏聞せり。而して予員外の身を以て、中山、正親町三條二卿と共に、三郎氏に陽明家(近衛家)に會し、小松帶刀、中山中

左衛門、大久保一藏三氏にも接見して、國家の大事を議することを得たるは、榮譽の尤大なるものにして、今に至て猶ほ懐に忘れざる所なり。

以上は岩倉對薩藩との交渉に就て其の來歴を説く。

島津久光
賞揚

又大原氏、三郎氏の東下せんとするや、酒井若狹守と往復論議し、朝廷の爲に事皆行はれ、一の滯滞なかりしは、深く欣喜する所なりき、予三郎氏に面會するの時に於て、始めて非常の偉器たることを知れり。

以上は直ちに島津久光其人の身上に就て云ふ、果して岩倉が中心から島津久光を以て、非常の偉器と認めたる乎、將た島津久光の力を假るの必要よりして、斯く久光を持ち上げ、其の驩心を博せんとしたる乎、そは穿議の限りでない、但だ如何に岩倉が薩藩の力に傾倒したるかを知れば足る。

〔三〕 續 叢 裡 鳴 蟲 (二)

薩藩依頼
の本意

爾後予山村に屏居し、四方の事を知らずと雖、三百諸藩の主は、大抵其臣下の輔翼に頼り、藩論を立つると聞く、此の如きは尋常の人のみ、假令領地數州に跨り、人口百萬を擁するも、深く以て倚頼するに足らず、亦共に天下の大事を謀るに足らず、惟非常の偉器に逢ふて始めて倚頼すべく、亦共に天下の大事を謀るべきなり、是故に予は薩藩を仰慕し、薩藩の宿志を貫き國家の柱石たらんことを望むなり、乃ち叢裡鳴蟲を草するの意も、亦此に在り、然れども猶ほ粗笨を免れず、因て再び忌諱を憚らず、前意を敷衍して之を記す、言尤機密に渉る、切に漏泄すること勿らんことを乞ふ。

此に到りて始めて其の本音を吐き來る、彼が叢裡鳴蟲の長文も、畢竟は薩を動かす、薩と結び、薩と共に興んが爲めであつたことが判知る、而して彼が島津久光を、百尺樓上に持ち上げるの意も、自から推察するに足る。

久光傾倒
情意甚殷

予が三郎氏を指して、非常の偉器と稱するは、今新に諛言を呈するに非ず。壬戌（文久三年）の年、予が三郎氏を餞する書中已に此語あり。岩倉は文久二年から、既に島津久光に傾倒するの情意、甚だ殷かつたことを明かにす。

薩藩雪冤

薩藩は勤王の倡首、朝廷固より其誠忠を嘉し、其勤勞に酬ゆ。終始渝はず、深く倚頼あるは言を俟たず。青蓮院宮鷹司、近衛諸公の幽錮を免せられ、再び天日を拜するを得たるは、薩藩の援助に出づ。其厚情忘る可けんや。然るに一朝長門藩の徒と、議論の相協はざるより、薩藩は九門の警衛を免じ、出入を禁せられたりと雖、其後舊に復すと聞く。然らば則ち薩藩の冤は、既に雪げたりと謂ふ可し。

此れは姉小路暗殺一件よりして、一時薩藩が朝廷に對して不首尾となり、爾後復舊したるを云ふ。

薩藩袖手
を責む

而て今や薩藩主父子、依然として國に在り、袖手傍觀、朝家の安危を度外に措

くもの、如し。予惟訝に堪えず。

薩藩に向つて一撓を與ふ。

藩主上京
要望

夫れ朝廷は寸兵を有せず、惟口舌を以て争ふのみ。若し一朝木曾義仲が、朝廷に迫りて、東伐の宣旨を請ふが如き、梟雄の出づるあらば、朝廷衣冠の徒、豈に能く之を折衝せんや。其暴威に抑壓せらるゝや、必せり。又長防の處分の如き、其結局如何なるを知らず。至忠至誠の者、豈に坐視拱默の秋ならんや。惟願ふ薩藩主父子の中、速に上京し、須臾も宮闕の側を離れず、外は皇家の城隍と爲り、内は朝政を預聞し、鞠躬輔翼、以て宿志を成さんことを、且暮切望に堪えざるなり。

是れ薩藩主の上京を勸説するもの、言割切を極む。

長州問題
に對する
薩の態度

長州の處置、寛嚴度なく、朝旨幕意共に歸著する所を知らず。獨り薩藩の定論、説き得て好し。而るに採納なし。予遺憾に堪へず。今は已に後れたりと雖、當初何故に薩藩は斷然朝廷幕府と長州の間に介立し、拮据盡力、其調和を謀らざ

りしや、方今戎夷眈々虎視す、此時に方り内訌を起し、骨肉相食む、愚も亦甚し、是故に邦家の爲に、強て調和を主張せば、假令成功なきも、防長二州に論なく、天下億兆の士民、誰か薩藩主憂國の至誠に感動せざらんや、權謀術數に依り、民心を收むるは取らざる所と雖、求めずして此に至るは、忠誠の効驗と謂ふべし、古人曰く、地の利は人の和に如かず、俚諺に又曰く、禍は下より起ると、宜く深謀遠慮すべし。

立論支吾なし

事實を云へば、西郷吉之助は、正しく兩者の間に介在して、大に斡旋する所あり、その爲めに相當の効果を收めてゐる、されば薩藩をして答へしめなば、必らず相當の申分は無いても無い、但だ是等の内面的事情は、幽居中の岩倉には、未だ十分徹底せざりし乎、ざりとも亦た故らに此の如き議論もて、薩藩を聳動せんとしたるか、何れにもせよ岩倉は何人に向つても、能く其の言はんと欲する所を言うてゐる、立論堂々左支右吾の醜態なし、是れ畢竟彼が膽略中に充ちて、言辭外に明晰なる所以であらう。

〔三〕 續 叢 裡 鳴 蟲 (三)

龍虎薩長

説者あり、曰く、薩長二藩は、龍虎の如し、風雲に遇へば、勢測られず、癸亥(文久二年)の變動は、二藩の權を争ふに由り起るのみ、此事は云々、彼事は云々と、流言百出すと雖、虚妄の瑣説は、問はずして可なり、尹宮以下、誰某は薩州の指揮を受けて周旋し、三條以下、誰某は、長州の指揮に依り奔走す、故に眞の朝議廟算なるものは、未だ曾て之れ有らずと、説て是に至る、豈に長大息ならずや。

過激論採用の弊

薩長二藩に就て云ふ、一切の世評巷説を排掃し去る。顧ふに壬戌(文久三年)の秋より、諸公卿類に過激論者の言を採用するに起りたる一大弊なり。

聖德揣摩

乃ち此れが爲めに、彼れ岩倉の如きも、幕府に通謀すとの物議によりて、朝議を蒙むるに至つた。

遂に世人は九重深宮の動靜を窺ふことを得て、聖德の厚薄を揣摩臆測して

批評するに至る。臣子の分として、實に聞くに忍びざる所なり。此餘弊を匡救することは、尤三思九慮を煩はさざる事を得ず。

固より此の通りだ。

幕府開戦の大患

幕府と長州の應接平和に歸さずして、開戦に至らば、勝敗の何れに歸するを問はず、恐らくは朝廷の大患たらん。何となれば幕府勝利を得んか、譜代の大小名は論なく、觀望の外藩も亦必ず之に畏服せん。

幕府勝利の場合

是に至れば幕威乍ち又頓に振起して、勢破竹の如く、將さに謂はんとす。天下何ぞ恐るゝに足らん、長州提封二州に跨り、人口百餘萬、加ふるに草莽敢死の士數萬協力して、之が干城と爲り、之が爪牙と爲り、強武比なしと誇稱せしも、幕府の大旗一指すれば、枯を振ひ、朽を拉が如し。天下誰か復た幕府に抗する者ぞ。大小の諸藩、苟も幕府に抗せば、討伐して假すこと無く、復長州の如く爲さんと。若し其れ此の如くんば、朝廷に對し、何等の意見を述べ、何等の事柄を爲すや測られず。之を思へば心膽をして寒からしむ。

以上は幕府が長州を征伏したる場合を豫想して、其の結果甚だ寒心す可きを云ふ。

長州勝利の場合

又長州勝利を得んか、元來長州は天下人心の歸する所、觀望の外藩は、其強武を仰慕し、必ず之に葵向して、其威勢は天下を壓すべし。此時に至り、長藩父子、其志至忠至誠を存して、臣従を駕馭するの才略あらば、則ち可なりと雖、若し其才略なく、臣従の輔導に倚賴して、策を建つるものとせば、其臣従及寄食の志士が、過激の暴説再燃し、又朝廷の上に行なはれ、其憎む所は常路の大臣と雖、之を撥斥し、其愛する所は、樞要の地に立たしめ、癸亥(文久三年)八月の舉に報せんことを計るは必せり。此の如くなれば、天下復た大に亂れん。而して主上亦彼輩の言論に壓せられ、宸襟を惱ますこと、如何ぞや。果して然らば、勝敗は孰れに歸するも、此れ朝家の大難なり。預め、之を駕馭するの成算を、胸中に蓄へざる可からず。

勝敗何れも患

長藩若し幕府に勝たば、過激の論、報復の舉、更らに朝廷を煩はすものあらむさ

れば其の勝敗は何れに歸するも、其の結果は何れも朝廷に於ては、由々しき大事である。故に豫じめ之に處するの大策を建てねばならぬ。惟ふに此文の成るは、慶應元年の夏にして、未だ薩長聯合の成熟には、約半ヶ年以前である。されば如何に活眼先見の岩倉と雖も、岩倉村の幽栖よりして、其機を未然に洞察することは不可能であり、爲めに此の如く幕長開戦後の結果を豫測して、其の杞憂を開陳したものであらう。

〔一四〕 續 叢 裡 鳴 蟲 (四)

天下同情
長州に集

幕府と長州の應接、平和に歸さば、毛利父子、三條以下の處分は、頗る注意せざる可からず。抑天下の人心は、長州を推崇して、之を憫諒せざるは莫し。今ま其所以を討ぬるに、蓋し二あり。初め長州は天下に率先して、一意に攘夷の勅を

奉行して、以て人心に投ず。是一なり。又癸亥(文久三年)八月三條等叡慮を矯むるを以て罪を獲て、毛利父子亦譴を蒙む。其後に至り、其罪狀を明白にして、天下に知らしめず。是れ二なり。

天下の同情、長州に集まる所以の理由二個。

朝議不明

而して昨年(元治元年)七月兵戈を弄して、闕下に迫まる。其罪なしと謂ふ可からず。征討總督尾張前大納言西下するや、毛利父子謹慎謝罪し、三家老の首を斬り、實験に供す。條理已に立つ。其後の處分に就き、幕吏寛嚴の論紛々たり。密に聞くに前大納言發途の前に於て、朝廷之に諭すに、處分宜く寛大を以てすべしと。此事甚だ恠む可きなり。是れ長州は冤枉にして、罪蹟なき者とするか。將又罪蹟ある者とするか。朝議固より宜く此の如く曖昧糊塗に出づべからず。

朝議の明白を缺くを難ず。

夫れ癸亥(文久三年)八月以前叡慮を矯めて、長州に命令せしは、當路の諸官之

を議定し之を決行するものにして、長州の之を奉承せしは臣子の常道、焉ぞ長州の罪と言ふ可けんや。

如何にも其通りだ。

朝議即決の要

之を要するに矯勅の罪は、當時の諸官に歸し、犯闕の罪は、長に歸す。朝廷今日の處置は、宥す可くんば、速に之を宥し、宥す可からずんば、速に之を罰すべし。優柔不斷空論日を送らば、或は恐る、異論百出して、人心離散、復た收拾す可からざるに至らんことを。

「矯勅の罪は、當時の諸官に歸し、犯闕の罪は、長州に歸す」只だ此の一句、説き出して妙。

長州參政の要

朝廷に於て國是を議定し、施政の大方針を宣示するも、長州其議に參預せずんば、恐らくは天下の士民をして心服せしめ難からん。何となれば天下の廣き、士民の衆き、沈思熟慮して、當否を甄別するものは、十中の一にして、其他は多く雷同附和を免れざればなり。

是亦た岩倉具視の、一隻眼を具ふるところの明證だ。當時は裡面は兎も角も、表向きには長州を目して、或者は朝敵と云ひ、或者は幕敵と云ひ、とても之を國是議定の一員に加へんとする杯の意見を吐き得る者は、固より之れ無く、斯る意見を持つる者さへ、甚だ罕れであつた。

長州除外の患

若し長州をして其議に參預せしめざれば、論者必ず曰はん、長州をして、此議に參預せしめば、何ぞ此の如き不當の事あらんやと。妄に新政を誹謗し、當路を罵詈して、益す長州を仰慕し、赤子の乳母に於ける如くならん。果して然らば、人心の不服よりして、滋す騒亂を甚しからしめん。今や戎夷外に覘ふ、兄弟相鬪ぐ時に非ず。故に長州は當初一意勅命を奉じて周旋したる功勞に對し、其主謀者一人を罰するに止まり、其他は宥して問はず。而して其藩主に上京を命じて、朝議に參預せしめば、庶幾くは異論の起ることなからん。

長州勢力認識

惟ふに岩倉は蚤に長州の勢力を認識し、此の勢力を利用して、興國の任務に供せしめんと欲し、而して此の如き議論を主張するに至りしものであらう。勅命

をもて藩主を京都に召喚し、國是審定の議に參預せしめんとするが如きは、當時に於て殆んど何人も思ひ及ばなかつた所であらう。而して更らに突き詰めて考慮すれば、彼の胸中には、既に薩長聯合の秘策は、暗に成熟したと云はずんば、芽萌を出したりと云ひ得可きであらう。彼の眼中からすれば、薩も長も皆な是れ朝權恢復の爪牙、股肱たるに過ぎなかつたであらう。

【一五】續叢裡鳴蟲(五)

朝命不信
奉の傾向

近年天下の人心、朝命を信せざるの傾きある者は何ぞや、蓋し朝命始め有るも、終り無きに由るか、譬へば往きに某の藩主に勅して曰く、卿は忠實純厚、思慮宏遠、以て國家の樞機を委するに足る、朕之を愛すること赤子の如しと、而して其藩主は、今日に至て在京せざるも、敢て之を顧ること無し、何ぞ綸言汗

の如しと云はんや、是を以て天下の人或は曰ふ、詔勅は眞に宸衷に出づるものに非ず、當路大臣が、一時の權略のみと、故に目下先づ此弊を洗刷するに非ざれば不可なり、此弊を洗刷するには、従前發したる所の勅諭を履行するに在り、之を履行するには、夫の三事策を以て基礎と爲し、前に依頼する所の藩主は、擧げて五大老に班せしめて、自今施行する所の政令は、眞に宸懷より出づることを知らしむるに在り、此の如く其實を擧ぐるときは、天下の人心歸向する所、自ら定まらん。

嚴勅下降
の方法

彼の意は先づ雄藩の藩主を五大老に擢任して、以て朝廷の羽翼となし、先づ根本策を固め、而して後幕府に向つて、徐ろに其の處決を促さんとするに在り、又幕府に下す可き嚴勅、汝の城を修め、汝の甲兵を繕め云々の如きは、直に幕府に下すに非ず、是則ち秘策として、先づ殿下(關白)兩役(議奏、傳奏)に密勅し、自ら外に漏泄せしむるを以、大著眼の處と爲す、關白、兩役に示す宸翰は、予僭越なりと雖、其大意を草すること左の如し。

宸翰案

彼れ岩倉具視は、良とに大膽不敵の漢と云ふ可し。

去癸丑年(嘉永六年)より今乙丑年(慶應二年)に至り、已に一紀を過ぎ、十三年之長きを經たりと雖、未だ國是確定の義も立たず、歎ケ敷事候に候、幕府より諸藩に至り、年々奔命に國力を費し、加之神州之元氣とも謂つ可き忠勇の壯士は、多くは非命に斃れ、國民は次第に困弊の由、又堂上は數人幽閉、或は脱走、朝廷之上、一として取る所なし、而て夷戎は安全に日を追て驕れる而已なれども、征服するの道も立たず、朕の不徳とは申ながら、多年の苦心も水の泡となり、如何せん、譬ふるに物なく、嘆ケ敷事に候、去壬戌年(文久二年)島津始上京、勤王に依り、朝威の立ち候所は、深く感悅候へ共、同頃より堂上は申迄も無く、大小名等品々忠告、或は迫りて彼是申出る者有之、其度々苦慮限り無き事に候て、許否心に任せざる勢も多く候、朕が苦慮は晝餅と成り行く而已ならず、却而天下紛亂に至る事、嘆きても餘り有り、最早何事も懲り懲りにて、飽き果て候事に候へ共、今一段力を盡し、神州之爲、勘考不致候而は、奉對神宮始、相濟不申

三事遂行案

と、頃日種々熟考、存意の限、一分決著致し候。

先年三策勅問に及び候處、諸臣何れも異議なく、殊に善謨と云へり、依之大原を關東に差遣し、三策之内一事奉行爲致、追々國政改革に可及存念之處、間も無く朝廷之上に暴説も行はれ、是も箇様々々に遂げず、大害と相成、彼も箇様々々と申す事にて、變動と相成、皆々朕が初念に反す、今日之如き有り體にては、何の時か國體安全、萬民悅服可致申哉と熟考之上、大樹和宮二條城住居之事、忠誠之外藩五大老之事申渡度候、萬々一幕府にて承知不致節は、別紙之通之沙汰に及可申、今度は十分に思慮決著、運命を天に任かし、決心之事に候、各所存殘る所なく申出度候事。

幕府威嚇策

以上は私製宸翰の雛形だ、彼は此の宸翰によりて、幕府を威嚇し、表面よりは却て溫和手段を以て、幕府を懷柔し、一兵を動かさずして、朝權回收の目的を達せんと欲した。

「一六一」續 叢裡鳴蟲 (六)

意外に出るの策

此の如く突然と手勅を下さば、朝廷の要路は、喫驚畏縮し、日々必ず會議すべし、隠れたるより顯はるゝは無く、遂に世間に漏泄して、幕府の間諜、諸藩の周旋人、相傳説して、知らざるもの無く、叡慮已に決すること、此の如し、治亂の分かるゝ所、亦此に在りと、各皆心を安んせざらん、此機に投じ、表面より却て辭意穩和なる勅書を以て、幕府に諭さば、寛猛意外に出で、事容易に行はれん、之を爲すには、其策を苦肉に取るべし、夫の大權を收復するに至りては、嚴勅を下すに非らざれば、恐らくは事成り難からん。

岩倉は實に大策士である、彼は宸翰を起案して、その通りの宸翰を朝廷の關白、議奏、傳奏等に示す時には、會議となり、會議の要領が世間に漏れて、幕府は畏縮、震懼せん、その際に表面から懷柔的の勅書を下し、玉は、事は容易に行はれんと云うてゐる。

三事策遂條事實

以下三事策の條を逐ひ、其事實及び未だ意の盡さざる所を述べんとす。

和宮の事は、憂慮に堪えず、惟一日も速に歸京あらんことを望むのみ。

和宮大樹と二條城に徙居の事行はれずんば、幕府をして前約を踐ましめ、先帝山陵に謁する爲に、上京の事を行はしむべし。

大赦の事は、和宮東下扈從の際、勅書を以て親諭あり、因て東下の後、奥祐筆早川、中村をして、頻に周旋盡力せしむるも、幕吏遵奉の色なし、予(岩倉)の久世大和守、安藤對馬守等に面議するも、亦然り、而るに壬戌(文久二年)の歲、幕府は内旨たることを忘れて、公然奉行するに至りしは、薩藩勤王援助の功なり。

以上は和宮の事及び大赦に關しての陳述だ。

外藩參預の事

二三外藩參預の事は、江戸より還るの後、酒井若狹守と屢辯論し、之をして周旋せしめたり、幕府は長井雅樂に託し、航海論を以て、朝廷を説かしめて、籠絡せんことを企てたり、雅樂も亦幕府の爲に功を建て、主家の爲に、謀る所あるが如し、夫の世子(毛利定廣、中る廣封、後に元徳)を少將に任せしを以ても、一斑

を知るに足る。

以上は長藩の長井雅樂の運動に付て云ふ。

薩長舉用の策

薩長二藩並び稱し、勤王首唱の故を以て、大に倚頼舉用せざる可からず。若し獨り薩藩のみを舉用するときは、人心の歸向又慮るべきものあり。故に並び舉用せざるを得ず。尙ほ細思せよ。

岩倉の眼中、既に薩長聯合あり。彼は固より薩に結ばんとするも、決して長を閑却せんとする者ではない。此の二藩合同の力にあらざるよりは、大事は成就し得可からざるものと認めてゐた。

浪士密奏の四件

浪士密奏の議四件あり。曰く鸞輿を函嶺に奉ず。曰く攘夷の令を五畿七道に頒つ。曰く五畿内を御料と爲すべし。曰く天下の志士悉く朝臣と爲すべし。予之を聞くや、堀小次郎（後に伊地知貞賢）と得失を論ず。小次郎曰く、浪士密奏の議中、御料の件は採るべし。先づ幕府をして十五萬石を獻せしめ、暫く之を以て朝廷の會計を辨じ、漸を以て増貢せしむべし。其他は皆亂階にして、容易に

採るべきものに非ず。方今の急務は、天下屬望の人材を舉用するに在り。因て幕府をして、一橋、越前二氏を任用せしめば、弊改革まるべく、人心定まるべし。而る後に夷狄の處分を議すべきなり。筑前の平野次郎の如き、出羽の清川八郎の如き、粗暴過激、之を延見するも益なし。豊後の小河彌右衛門は沈實親む可しと。

浪士構陷

以上は堀小次郎が、岩倉具視に告げたる所。

是より予は浪士輩を接見することを好まず。是を以て浪士の耳目は、予が一身に集まり、終に其の構陷する所と爲りて、今日の狀と成れり。

それ然り、豈にそれ然らんや、岩倉の失脚は、浪士の讒構のみではない。彼が餘りに羽振り善く、殊寵を専らにして、威權を振つたから、其の仲間の公卿よりして、排斥せらるゝの已むなきに至つたのだ。

〔一七〕續叢裡鳴蟲(七)

薩藩の功

抑三事策の勅問あるや、群臣一の異議なく、皆之を賛成せり、而るに大原氏の復命せざるに先ち、詭激の攘夷論大に行はれ、朝議一變して、殆んど浪士が政柄を左右せんとするに至る。薩藩は天下に率先し上京して王事に鞅掌し、勅使輔佐の勞に服す。又浪士を鎮撫して、藩士の惜むべきもの數人を殺し、且米穀を獻ず、其爲す所、一も皇室の爲に非らざるなきは、三尺の童子も疾くに知る所なり、而るに九門の警衛を免じ、藩士の九門内に入出することを許さず、是れ姉小路氏の遭難の爲に猜疑を受くるに由ると雖、其實は他の妬心より起りたること、言はずして自ら明かなり。

薩藩弱點

此れは決して妬心ばかりではなかつた薩藩には其の嫌疑を受くるだけの弱點が確かに存してゐた。然も岩倉が斯く論ずるは、特に薩藩の爲めに庇護して然るのみ、若し萬一岩倉が自から全く斯く信じたりとせば、そは岩倉の眼識が、

俄然の慷慨家

阿りて所好に偏したりと云はねばなるまい。

抑戊午以來親王、攝家、三公始く之を閑き、日夜苦心して眞實國事を鞅掌したるものは、中山、正親町三條、大原及予の四人に止まるが如し、其他は深意知る能はずと雖、戊午(安政五年)の大獄に恐怖し、頭を縮めて敢て言を出す者なし。而るに壬戌(文久二年)に至り、薩藩上京し、繼で長州上京せしより、其他の諸藩陸續上京し、諸國の志士輩下に充填するに及んで、向に頭を縮めて、敢て言を出さざりしものも、亦他の勢を假り、他の説を取りて、國事を論議し、俄然無數の慷慨家を出現せり。是に於て予は亦其慷慨家中なる十三人に連署彈劾せられて、佐幕の奸徒と目せらるゝに至る。是れ時運の然らしむる所にして、已むを得ざるなり。

十三人の慷慨家

所謂る十三人の慷慨家とは、廣幡忠禮、正親町實徳、庭田重胤、柳原光愛、豊岡隨齋、長谷信篤、阿野公誠、滋野井實、河緒公述、三條實美、正親町公董、姉小路公知、壬生基修だ。然も彼等は必らずしも悉く皆な岩倉が冷笑したるが如き、俄か作りの

慷慨家のみでは無かつた。特に三條實美、姉小路公知の如きは、此の仲間にて、尤も錚々たる徒であつた。

目今三事策總て施行せんと欲す。其論粗暴に似たりと雖、前段に述ぶる所の聖徳の厚薄を論ずるが如き弊を生ずるは、百事破壊の本なり。速に其弊は洗剔せざる可からず、之を洗剔するは、三事策を施行するの一途あるのみにして、他に良策なきなり。

三事策種
明かし

彼は此の如く文久二年に彼の腹案になれる所謂三事策に執著す。而して今や其の所謂三事策に付て、其の種明かしをしてゐる。

夫れ三事策の第一は、長州の説、第二は朝議、第三は即ち薩藩の説なり。是れ秘中の秘なるを以て、堀小次郎をして、大意を起艸せしむるに當り、尙ほ出處を言はず、實に叡慮に出づるとなせり。

而して其の所謂三事策の一は既記の通り。

其一

其一曰、欲令大樹率大小名上洛治國家、攘戎夷、上慰祖神之震怒、下從義臣之歸

其二

嚮啓萬民和育之基、比天下於泰山之安。

此れは長州の説にして、其の出處は桂小五郎が岩倉具視、大原重徳等に説きたるもの、其二は、

其二曰、依豐大閤之故典、使沿海之大藩五國稱五大老、爲忝決國政、防禦戎夷之處置、則環海之武備堅固、確然必有掃攘夷戎之功。

其三

此れは岩倉が朝議と云ふも、其實岩倉自身の説である。

其三曰、令一橋刑部卿授大樹、越前中將任大老職、輔佐幕府内外之政、當不受左椎之辱、此萬人之望、恐不違朕意。

此の第三は、島津久光内奏條陳中の一項である。以上が即ち岩倉の種明かしをしたる三事策だ。而して彼は今日に於ても、尙ほ此の言葉通りでなければ、少くとも其の精神を舉行す可く執著してゐる。

【一八】續叢裡鳴蟲(八)

第一二策
由

當時薩藩は、第一、第二の策は不可となすと雖、強て之を列載せしは抑故あるなり、勅諭を幕府に下し、彼れ若し奉承せずして、暴威を振はゞ、薩藩のみにて、或は抵抗し能はざらんことを恐る。因て臨機力を出さしめんが爲に、長州の説第一策を加へたり。又朝議の第二策は其意幕府の故格を破り、威權を殺ぐに在り、薩長二藩にして尙ほ力の足らざること有らば、他の諸大藩に頼らんと欲せしなり、海岸の五大藩とは、東に伊達、西に島津、南に山内、北に前田、中國に毛利なり、初三事策に、此の名を臚列したるも、文辭瑣細に涉り、稗史を讀むが如き想あるを以て、單純に五大藩の文字に改めたり。素より勅使一回の東下にて、幕吏奉行すべしとは、夢想だも及ばざる所なり、或は幕吏激怒し、勅使を逐ひ、薩藩を譴むるが如きこと有らん、果して此事ありとせば、詔書を以て自餘の四藩に命じて、周旋せしめんとの計策なりき。故に當初の苦心焦慮は、

實に鮮からざるなり、今に及んで始めて事實を明示す。

所謂る三
事策

此の如く岩倉は文久二年大原重徳の勅使として、而して島津久光が之を護衛して、東下するに際しての所謂る朝旨の三事策に付き、其の種明かしをした、三事策とは前記の通り、第一が將軍上洛、第二は五大老の設置、第三が一橋後見、春嶽大臣だ、薩は單に第三のみを主張し、第一と第二には反對したが、然も強ひて之を加へたのは、主として岩倉の考慮に出でたる次第は、當人が自から語る通りであらう。

五大老舉
用策

五大老は幕府に於て、朝廷より指名する所の藩主を舉用せしむべし、是れ叢慮反覆なきを示すが爲めなり。

此れは過去を語るでなく、將來を策することだ、即ち今度五大老を採用するに際して、其の撰敍の權は、朝廷に爲す可きことを云ふ。

一橋越前
採用案

一橋、越前二氏採用の事、一橋氏は異論なかるべし、越前氏に至ては、或は異論あらん、然れども開港論を唱へて、確乎として動かさず、其見識稱すべし、方今攘

夷説に非らざれば天下の人心に適せずと雖、予は以謂く、二説並立て、互に利害得失を討論研究する後に非らざれば、眞に天下の人心を一定することは、恐らくは難からんか。

彼は尙ほ一橋、春嶽二人の採用に執著してゐる。恐らくは當時の時勢は既に其機を逸し去つたであらう。幽栖者の彼には、或は彼自身さへも、斯る場合には時勢と追隨するの機を逸したるかも知れない。

久光招致案

織田氏奕碁の論は、方今三郎氏其人ならん。古より偉勳大業は、其人を得るに非らざれば、決して立つること能はず。而るに朝廷三郎氏を京師に召さずして、空く歳月を其國に消磨せしむるは、誠に恠む可きかな。

岩倉最後
の目的

島津久光に擬するに織田信長を以てす。如何に岩倉が薩藩に倚りて大事を做さんとするかは、之を以ても、察するに難からず。されば彼は今尙ほ三事策を云々するも、然も其の徹底の目的は、薩藩の力を藉りて、以て朝權を恢復せんとするの一點に存したるや明けし。

貨幣制度
制定の要

曾て聞くに金銀位を異にするは必ず亂兆なりと。方今小判一兩は、三兩二歩となり、一文錢は四文となり、四文錢は八文殊に古錢の四文は、十二文となる。一は數の始、萬古動かすべからず。貨幣は天下の通寶、人生命脈の繋る所、故に政府獨り之を私することを得ず。一は必ず一を以て運用せしめざる可からず。而して今已に其濫なること、此の如し。人心の動搖するも、亦宜ならずや。朝廷新政を布かば、先づ金銀錢を改鑄し、其位を一定すべし。是れ容易ならずと雖、學者に命じ、精細調査せば、決して行はれざるべし。

眼孔既に貨幣制度の創設に及ぶ。彼が大政治家たる資格は、之を見ても十分に首肯せらるゝ。

徳川關八
州に對す
るの論

既に幕府を廢し、政柄朝廷に復歸せば、徳川氏は關八州の領主たること當然にして、徳川氏も恥づべきことに非ず。此論は重て之を草さんとす。姑く此に贅せず。

要するに彼は今尙ほ三事策に執著するも、其の具體的意見は、之を文久二年の

往時と慶應二年の當時とに比すれば、天地の懸隔あるを知るべしだ。彼は將軍夫婦を二條城に定住せしめんとし、彼は幕府を廢せんとす。されば江戸は只だ徳川氏の城下町として存在して、最早三百諸侯を會同せしむる、天下の首府では無いことである。

第三章 岩倉二條關白に上書

〔一九〕 全國合同策 (一)

岩倉政論
の影響

岩倉の叢裡鳴蟲、及び續叢裡鳴蟲は、如何なる影響を、薩藩の要人小松帶刀、大久保一藏等に及ぼしたるか、多言を要せず、爾來薩藩と岩倉、それよりも寧ろ大久保と岩倉との間には、其の死生を一にして、渝へ難き政友としての交情は出で來つた。凡そ維新回天の事業を成就するに就ては、第一薩長の聯合、第二岩倉、大久保の聯合、第三岩倉、三條の聯合を忘却することが出來ない。而して其の岩倉が、大久保に結び、且つ三條に結ぶに至りたるもの、皆な一に岩倉當人が、自發的に薩藩に手を差出したる爲めであつた。尙ほ岩倉對大久保、岩倉對三條の關係に就ては、他の機會に語るであらう。

關白に合
同策提出

第三章 一九 全國合同策 (一)



月には、全國合同策を草し、之を中御門經之に託して、關白二條齊敬に上り、叡覽に供せんことを請うた。

合同策緒言

臣友山勅勘之身を以て、漫に大政を議し奉り候事、罪萬死に當り候。方今之形勢、外は醜夷猖獗、内は幕吏跋扈、四海鼎沸、群雄割據之姿顯然として、天下之危急、目睫之上に集り候に付、深く可被爲惱宸襟と奉恐察候。臣友山袖手默視仕居候而者、不忠之至と奉存候間、不願恐懼言上仕候。

以上は上書の緒言だ。

聖德褒貶の形狀

抑朝廷は御深謀遠慮可被爲在儀必然にして、臣友山等固より所窺知に無御座候得共、近年世間に於て、追々と九重深宮之御動靜奉窺候而、聖德之厚薄、竊に奉褒貶候形狀相見へ、何共慨嘆大息之至に候。乍恐如此形狀にては、百事不可成と奉存候。

此れは至尊の御身上に就ての事。

宮、公卿の賢愚、列藩主の長短等、道路囂々相論じ、人心疑惑を生じ候事、偏に内

叡慮一貫の要

亂之基に而、終に醜夷之術中に可陥と奉存候。

此れは國內人心の不一致を云ふ。

多年攘夷之叡慮、確乎として御一貫可被爲在儀は、勿論候得共、御深謀遠慮之上、其御方略不被爲運候半では、不被爲叶儀と奉存候。其所以は醜夷各國同盟合力可致儀に有之。皇國は宇内萬國を仇敵に御引受可相成儀、實以三千年來未曾有之大敵に有之候。

國難此の如し。

然る處廟堂之大謨、區々たる枝葉而已に心力を竭させられ候而、其根幹を御省察不被爲在候儀者、乍恐遺憾千萬之事と奉存候。

廟謨の大本未だ定らざるを云ふ。

今日朝廷之上に於て、衣冠の輩すら、尙御協和一致に相運兼候程にては、六十餘州一心合力之事は、到底無覺束儀に而、隨て攘夷之御成功は、思ひも不寄事と奉存候。

廟堂大謨枝葉のみ

朝廷の諸官、一致を缺くを云ふ。

天下舉つて朝廷注

近來天下之人、舉て幕府の舉動は顧み不申、只管朝廷の御動靜而已を注視仕居候間、乍恐朝廷に於て、一端之御失錯被爲在候は、萬端之禍患を惹起可申と奉存候に付、臣友山聊無忌憚、聞見之儘建言仕候。臣友山之直言不被爲棄、萬一御採納被爲在候得者、臣友山生前之大幸不過之候。

當時岩倉は政權既に幕府を去り、朝廷に移らんとしつゝあるに拘らず、朝廷に於ては其の政權を受取りて、之を有効に運用する大計、大策を缺くを遺憾として、此に斷然其の意見を開陳するに至つたものだ。

勢力自然
岩倉に移

當時朝廷には尹宮の如き、聰明なる、而して政治家的素質の饒多なる御方も在したれども、宮と云ひ、二條關白と云ひ、何れも一橋慶喜や、松平容保等と相ひ結び其の政見も動もすれば、佐幕一方に偏するものあり。されば此の政權推移の際に處して、天下に號令して、新政を敷くの氣魄、經綸に至りては、到底岩倉に對抗す可くもあらず。此の如くして遂ひに公家の勢力は、有力なる當局の諸公よ

りも、却て幽屏中の一岩倉によりて代表せらるゝの止む無きに到つたのは、是亦た自然の數と云はねばならぬ。

【二〇】 全國合同策 (二)

岩倉の結
論

岩倉具視は、薩藩之始末、長藩之始末、脱藩及草莽志士之始末、世評之始末、醜夷之始末等、各項に互りて、それぞれ詳述する所あり。更らに其の結論として左の如く陳述してゐる。

對薩措置
意見

第一、薩藩勤王攘夷の忠志、當初叡慮、其奏狀御採用の處、半途に於て、過激の議論の爲に、終に被爲捨候状態に立至候は、全く思召違の事件も有之、御遺憾不少候。依而一旦不平を抱くの儀も有之候半と雖、既往の公怨は、悉皆遺却し、向後諸事一新、御依頼可被遊候間、深厚之叡慮奉汲取可申候。且上朝廷より下萬

民に至り、皇國合同、醜夷の禍患を掃蕩し、國威御更張被爲遊度儀に付、御沙汰之次第も可被爲在候間、速に上京致す可く旨被仰下候。箇様の御沙汰振にては、如何可有之哉と奉存候。

此れは薩藩に對する朝廷の措置に就ての意見。

薩長藩主
上京命令
案

第二、長藩勤王攘夷一途の忠志、寂感追々被仰下候次第も有之候處、御先見被爲違候儀も被爲在、今日に立至候段、御遺憾不少候、依而一旦不平を抱くの儀も有之候半と雖、既往之公怨は、悉皆遺却し、向後諸事一新御依頼可被遊候間、深厚之寂慮を奉戴可致、且上朝廷より下萬民に至り、皇國合同、醜夷の禍患を掃蕩し、國威御更張被爲遊度儀に付、御沙汰之次第も可被爲在候間、今般勅勘被免候條、速に上京致す可き旨被仰下候。箇様の御沙汰振にては、如何可有之哉と奉存候。

此の如く薩長藩主に對し、朝廷先づ自から既往の過を悔い、彼等をして一切の行き掛りを捨て、天下の爲めに、率先盡力す可しとの思召にて、上京を命せら

對浪士策

る可しとの事、特に長藩主に對し、勅勘御免除の御沙汰の如き、随分思ひ切りたる意見と云はねばならぬ。

第三、脱藩及草莽之志士は、前年來憂國之至情、寂感被爲在候旨、御沙汰も有之候處、朝廷之御制度不被爲立候に付、各進退其心に任せ、忠勇之志、却而一身之禍難と相成候輩も有之、不憫に被思召候。今度諸事一新、皇國合同、醜夷之禍患を掃蕩し、御國威更張被遊度思召に付、各鎮靜して、何分之勅諭可奉待候。且國事の爲、幽閉遠流の輩は、其罪一切赦宥被仰出候。右之輩は、總而國家緩急之際、各忠勤を抽じ、奉公可致旨被仰下候。箇様の御沙汰振に而、如何可有之哉と奉存候。

但全國中五六大藩に分割附屬被仰附、其寄食する所を被定候而、御沙汰書に書載せられ候方可然候。

岩倉宏量
所謂る浪士の處分は、當時に於ては隨分面倒であつた。然も彼等に向つて、一切の罪過を赦免し、各大藩に分屬せしむるが如きも、決して容易の業ではない。但

だ岩倉が浪士を毛嫌ひせず、各々其處を得せしめんとしたるに至つては、實に彼が宏量海の如きを見る。

叡慮遵奉者合同案

第四、一橋、會津、桑名、方今長藩及脱藩草莽之士と公怨を挟み、仇敵の如き姿有之候段、朝廷に於て、其事情御承知不被爲、在候得共、元來双方共叡慮遵奉候より相起り候趣に相聞候處、是迄全く思召違之事件も有之、御遺憾不少候、依而一旦不平を抱くの儀有之候半と雖、既往之公怨は、悉皆遣却し、向後諸事一新、彌以御倚賴可被遊候間、深厚之叡慮奉戴可致、且上朝廷より、下萬民に至り、皇國合同、醜夷之禍患を掃蕩し、國威御更張被爲遊度候に付、無忌憚忠言を獻じ可申旨被仰下候、箇様之御沙汰振に而は、如何可有之哉と奉存候。

此時に於て、如何に全國合同策を講ずればとて、一橋、會、桑を、長州と現状の儘にて、提携せしむる杯は、殆んど不可能の事、但だ本文にも記したる通り、長も叡慮を遵奉し、一會、桑も叡慮を遵奉したる點に於て、銘々其の所信を一にしてゐる。是を以てそれを「思召違」の三字もて、一切擺脫し去らんとするが岩倉の意見だ。

【二】 全國合同策 (三)

外夷處分方法

第五、醜夷の處分は、衆議を取り、天下億兆の趨向する所を確定し、斷然と鎖攘和親を決定被爲、在度。

恐らくは當時岩倉の胸中に於ては、鎖攘の不可行は、百も承知であつたらう。但だ朝廷從來の行き掛りよりして、此の如き意見を吐きたるものであらう。然も折角一新更張の政策を建立せんとせば、寧ろ一步を進めて、對外政策は、開國進取に存することを喝破す可きであらう。愆を云へば、只だ此の一點だけが、尙ほ聊か徹底を少くの憾みがある。

朝鮮諸藩和親案

右條々の通被仰下候得者、薩長二藩必ず感激上京可致候、尤期日を定め、大樹始め同日に參内被仰附、御對顔の上、懇切に御沙汰被爲、在、乍恐往時之行違、御遺憾不少、爾來厚御依頼可被遊候間、公怨不平等の儀は、氷渙致し、只管皇國の爲、勉勵忠勤を抽じ候様、御直勅被爲、在度、而して内宮へ被爲、召候而、天盃を賜

はり、關白酒を酌み、大樹殺を執る等、君臣之御間、充分打解け、御優遇被爲、在候
得者、一同恩寵に感泣し、上下眞に一新協和可仕は、毫も疑ひ無く候。

横井意見
と同じ

岩倉の意見は、至尊をして己を責め、他を恕し玉はしめんとのこと。此の一點に
於ては、横井小楠の意見と殆んど符節を合するが如きも、横井は道學中の活眼
家として、岩倉は政治家中の活眼家として、各々期せずして此處に想到したる
ものであらう。

招致諸藩
願ふれ

且可被、召列藩は、薩、長、一橋、會、桑は勿論、尾州、越前、土佐、宇和島、因幡、備前、阿波、米
澤、筑前、肥前、加賀、仙臺、安藝等十三藩は、不可漏事と奉存候。

此れは全國諸大藩に就て云ふ。

且又朝廷諸臣に於ても、聖眷を被爲、回度候。

此れは恐らくは三條實美等を専ら斥したるものであらう。

直言忌ま
ざる所以

今度建言始終、寂慮御變換被爲、在候様言上仕候事は、萬々恐懼仕候へ共、目下
の事勢危急に迫り、不得已直言仕候次第、尤今日迄寂慮に不被爲、任事件も有

之、定て聖懐に御遺憾と乍思召、御沙汰被爲、在候御儀も可有之と奉、恐察候へ
共、世上之風評に、前後御齟齬の塵も、不少候に付、有體之儘、聊無潤色、直言仕候。
實に以て御遺憾杯との御沙汰被爲、在候様奉願候儀は、不容易次第、何共恐懼
至極に候へ共、臣友山往時御前に、伺候の節、屢玉體を以て、國難に被爲、代候と
の叡旨拜承罷、在候儀に付、今日天下と一新し、御國是確立の根源と奉、存候間、
不願忌憚言上仕候間、何卒非常之聖斷を以て、御採聽の程、只管奉、懇願候事に
候。

隨分思ひ切つての言葉だ。臣下よりして主上へ、斯の如き言辭を用ふることは、
餘程の覺悟なくては出来難きもの。彼れ岩倉自身に於ては、固より萬死を分と
して、毫も畏避するところ無かつたものと察せらるゝ。

幕府故障
豫期

前文の如く被、仰出候へば、幕府必故障申立、御請致間敷と奉、存候へ共、決而御
斟酌不被爲、在、斷然と御決行可然と奉、存候、抑嘉永癸丑より、今乙丑に至り、十
三ヶ年間、上は寂慮を奉、惱候事は、誠に言語に難述、下は國難を憂憤し、非命に

斃る、者幾百人然るに幕府に於ては、大小の有司數萬と雖、未だ曾て一人の屠腹して、積年違勅の罪を奉謝候者も無之、始終天聽をば奉欺罔候而已を是れ事とし、國家の危急累卵も管ならざる儀を以て、御詰責被遊候は、分疏の辭、求而有之間敷と奉存候。

眼中幕府無し

惟ふに當時全國合同策を建て、も、岩倉の眼中には、既に幕府無かりしことは、此の一節にて分明だ。則ち彼は幕府の反對を押し切つて、朝廷より斷然と御決行然る可しと言上してゐる。惟ふに彼れ岩倉は、幕府の反對を回避せざるのみならず、寧ろ之を歡迎し、之を好機として、幕府に對して、一大鐵槌を下さんことを期待したるものであらう。彼は斷じて兩本位者でなく、全く朝廷單本位者だ。

「三」 全國合同策 (四)

實行方法
橋會へ内
談案

岩倉具視は、其の意見御採用に就ては、實行の方法として左の如く副議を上りてゐる。

別紙建言の一帖御採用相成候は、天下の方嚮、人心の動靜、茲に決定可仕儀に付、御發表の際は、朝廷より儼然と被仰出度、無左候へば、矢張り一橋、會津等の姦計とか、何とか疑惑を起し、私論を生じ可申候と掛念仕候。依而一橋、會津へ懇々御内談被爲濟、先づ幕府に承諾爲致度、此際薩藩に内々周旋被仰附可然と存候。

此の如く公然幕府の與黨に内談して、而して幕府に承諾せしめ、同時に薩藩に周旋せしむ可しとのことだ。

御前盟約
案

次に本議に記載仕候長藩始め列藩の家來の内、有名之士を召登し、内内御趣意を申含め、各其主人へ爲申諭候而、預め上京の運に爲取計置、而て先づ大樹上洛被仰附、次に薩藩及列藩、日を期して上京被仰附、一同參内、政令一新、國威擴張之御趣意、懇切に御直勅被爲在、御前に於て、大樹始め一同盟約可致次第

に仕度候。

彼は此の如き方法にて、今日の所謂る舉國一致を行はんとした、乃ち未だ露骨なる討幕論ではないが、ざりとて一橋慶喜や、松平春嶽杯の公武合體に比すれば、數歩を進んでゐる。

幕府への御沙汰書案

幕府へ御沙汰書は、

内憂外患、旦夕に差迫、不容易形勢に推移し、日夜深被爲惱、宸襟、往時の政令、御熟慮之處、御遺憾の件々も、不少候。今度萬機一新、天下協戮、軍備を擴張し、外夷の心膽を取挫、不日國害掃蕩之成功被爲、遂度、遠大之御方略可被運思召候、依之國家之重事、厚く御評議被遊度、早々上洛可有之被仰出候事。

但長州の處分、御委任中如何と被思召候得共、未だ干戈を不交儀に付、責問之筋、暫時猶豫、上京可被仰附思召候、島津大隅守勤王、佐幕之忠志不淺、是迄追々御沙汰之次第も有之候に付、上京可致被仰下候事。

合同策實行時期

右一紙を以て、被仰出候得者、可然歟。畢竟合同策可被行見込は、長防表干戈不

動以前、尤急務と奉存候。是迄之件々、御遺憾と被仰出候事は、朝廷より御後悔之形、ざつと御斷之筋にて、幕府に於て、異議の挟み様無之と奉存候。長州の處分、朝廷の御沙汰にて、猶豫相成候儀、幕威不相立と申儀にも無之と奉存候。此の如く岩倉は、長州再征の舉行以前に、此の全國合同策を實行す可きものとして、其の實行方法を畫き出したものだ、併し如何に岩倉に神變不思議の手腕ありとても、當時の大勢は、到底それを實現す可きではなかつた。別言すれば、時勢は寧ろ岩倉其人よりも、一步乃至數歩進歩してゐた。

薩州への御沙汰書案

又薩州へ御沙汰書は、

天下に率先勤王を唱へ、幕府を佐く、其忠志叡威被爲、在候處、往年彼是御遺憾之件々も、不少候。今度萬機一新、天下協戮、國威更張、遠大之御方略可被運思召候に付、厚く幕府へ御談合之事に候、依之御倚頼之筋被爲、在候間、急速上京可致被仰出候事。

右一紙を以て、被仰出可然歟。

岩倉の薩藩利用

要するに彼は専ら薩藩の力に依頼し、上は朝廷を匡し、中は幕府を制し、下は諸侯を糾合し、而して其の所謂全國合同の大策を實行せんと期した。彼が此の如く薩藩の勢力を認識し、薩藩に倚頼せんとしたるは、必らずしも此時に始りたることでなく、實に文久二年島津久光の上京、同人の大原重徳を護衛して、東下したる際よりのことにして、決して一朝一夕の事ではなかつた。而して此の薩藩に倚頼したる一事は、恐らくは彼が公生涯を始終して一貫してゐた。但だ彼は他迄獨自一己の政治家として、寧ろ薩藩を使役するも、決して薩藩に使役せられざるを期し、恒に如何にして薩藩を利用す可き乎に専念して、未だ曾て薩藩より利用せらるゝが如きことは無かつた。

【三】 全國合同策 (五)

對外策決行の要

又攘夷の儀は、從前の如く、一筋に押切仰出され、大樹始め列藩より、宇内の形情、委曲言上、夫より利害得失を論究し、公議を以て、斷然の處分、御決行被爲、在度、當今攘夷鎖港和親の諸説紛々是非を不辨候へ共、此議決は國家の安危に係る重事、充分に評論可被、盡筋に付、大樹始列藩より、至當至理之處分、言上爲致、其上聖慮を被爲、回御決斷被爲、在度事に候。惟ふに岩倉も其の胸中には、攘夷鎖港の不可行を熟知し、故らに此の如き意見を朝廷に上りたるものであらう。

合同安危の決する所

右は癸丑(嘉永六年)以來、神宮始め諸社御祈願被仰出、殊に加茂、石清水兩社行幸も被爲、在候儀に付、朝廷より眞先に御決著の處、被仰出候儀は、不可然と奉存候。今日迄國內上下紛擾、百難差起候は、總て醜夷の事件に原由仕候に付、萬機一新、人心糾合之際に在ては、其方略被仰出候儀、尤御深慮被爲、在度存候。皇國合同の成否は、皇國安危の所決候。御參考迄に副而言上仕候。

岩倉の實行力

岩倉の取柄は、其の經綸ではなく、寧ろ其の實行力である。彼は一念此に到れば

必らず其の實現を作さずんば息まざる實行力の持主であつた。果然彼は如上の全國合同策を實行す可く、それぞれ其の手段を廻らした。彼は十月朔日（慶應元年）左の一書を藤井宮内（良節）、井上石見に贈りて之を招いた。兩人は固より薩士である。

二條近衛
合禮輔翼
の願

友山勅勘を蒙り、北山に蟄居し、天下之大政固より可相議之筋毛頭無之候。然る處近來朝威御振張之姿に相見へ候得共、聖徳之厚薄、追々人口に相上り候様被推察、實に言語道斷、不堪切齒之至候。臣子之情、如何にも難忍、日夜苦心此事に候。願に空中之雲霧、天日を蔽ひ候へ共、其眞明を損し不申儀は、萬々承知仕居候に付、銅駝（國白二條齊敬）、陽明（内大臣近衛忠房）兩公御合體に而、御輔翼有之候は、聖徳必ず四方に相輝可申と、是事第一に存込候。

此れは聖徳の厚薄、世上の評判に關してのこと。

薩藩を揚

又貴藩（薩藩）は勳王の倡首、千載之美名不過之。朝廷に於ても、當初厚く御倚頼被遊、中途に至り、朝議御變動、今日は當初の如く、御優遇も不被爲、在歟に致拜

察、遺憾に存候。

薩藩の待遇、前厚、後薄を云ふ。

其奮起希
望

且貴藩に於ても、此儘默視に而は、如何哉、初念貫徹無之而は、武道之意氣地も難立事歟と疑惑罷在候。何卒朝家之干城と相成、幾重にも御補佐被申上、國家を磐石之安に被置候様、御盡力有之候は、友山生前の大願相足り可申、是事第二に存込候。

此れは薩藩の憤發、興起を望むところのもの。

禍難培養
の姿

又天下之人心、追々紛擾、志士仁人も漸々誅戮に出遇、日々大禍難之幹根を培養之姿に相成り、此儘にて五六ヶ年も相過候へば、應仁之亂、再び觀る可く哉と、杞憂罷在候。

此れは決して杞憂ではない。若し一旦其機を誤れば、應仁の亂を再現するも、未だ知る可からずだ。

依之皇國合同の方策を施し、萬機一新、皇國復古之御基礎を被据、朝廷、幕府、薩

長始め、列藩共區々瑣細之議論を一掃し、醜夷壓倒國威御更張而已に従事仕度と、是事第三に存込候。

第一朝廷、第二薩藩、第三全國合同策。

止むに止
まれず
右等之希望を抱き、國家を憂ふるは、所謂「ゴマメ」の齒ざしみ乍ら、晝夜苦心仕、過日も藤井兄には内話に及候事に候。何分此儘にては、止むにも止み難き次第に候間、愚衷推察之上、兩兄必ず入來之程、内々頼入候。委詳は附而晤候也。

十月朔日

友

山

藤井兄

井上兄

此の如くして十月七日兩人來訪し、其の合同策を示して、薩藩の之を賛成せんことを求め、且つ藤井宮内をして近衛忠房に、井上石見をして山階宮晃親王に、其の策議を上らしめた。

【二四】 岩倉對尹宮 (一)

山階宮
隆
藩關係

岩倉は内大臣近衛忠房と山階宮晃親王とに向つて、前者には藤井宮内をして、後者には井上石見をして、其の全國合同策の策議を齎らし、之を説かしめた親王も近衛も、薩藩とは淺からぬ干係あり、而して岩倉も亦た共に議するに足ると考慮したものであらう。其の副書中には、

聖
策確立
の要

御國威挽回之儀者、天下人心之向背に由り、相決可申儀に付、億兆感激可致様、聖策を被爲建、親王三公之御翼賛肝要之事と奉存候。

苟安の弊

萬一廟議苟安に流れ候儀有之候ては、所詮國內御無事は無覺束のみならず、終には醜夷の術中に陥り、彼が囊中之物と相成可申は必然にて、多年叡慮を被爲惱、皇國御維持之聖心も、水泡畫餅に相屬可申事と、友山不堪恐懼憂慮候。依て不願越俎之罪言上仕候。

六條久世の贊成を求む

と云うてゐる。如何に彼が胸中の策を實行するに熱心にして、且つ剴切であつたかは、此れにて判知る。而して十月十六日には、更らに其の策議を、六條有容、久世通熙に示し、其の贊成を要めた。而して其の副書中には、外艦攝海闖入、示威運動の結果、條約勅許の件に付、頗る異見を開陳し、且つ長州措置に付ても、其の憂慮する事を吐露してゐる。然もそれよりも注意に値ひするは、彼が副書中の左の二項であらう。

岩倉の二條觀

一 二條公(關白齊整)は、始終平穩の御取計而已に御著眼有之候て、私欲杯を可營御心は決而無之と愚察仕候。萬事此公と御熟談有之候へば、大なる間違は無之と存候。尹宮及野宮、黃門は、些も御油斷は不可被成と存候。正親町三條卿は、朝廷の要路に不被居候。而は不叶卿に有之萬事、此卿と御内談相成候へば、一段の御畫策も可有之候。何卒御兩卿には、此卿と肺肝を吐露して、御熟商の上、聖明御輔佐被成、御盡力之程、偏に希入候。

岩倉の尹宮觀

之を以て如何に岩倉が在廷の人々を鑑別しつゝ、あるかを知る可しだ。二條關

白は、可もなく不可もなく、然も別段の野心は無い。但だ尹宮と武家傳奏野宮定功とは、油斷のならぬ人。正親町三條實愛は、與に俱に國事を談ず可き人。此の如く彼の眼中には、尹宮を以て、正面の敵とせざる迄も、其の對象の重なる一としてゐた。彼が今後に於て、如何に又た何故に、尹宮に向つて、對抗運動をしたかは、之を察するに餘りありだ。

一會桑觀

一 一橋會津、桑名等は、御兩卿に於て、如何被思召候哉。此三人は、尊王佐幕の者に候。尤幕府とは、深き由緒有之候者故、佐幕は當然に候。今日に於て、叡慮には、矢張柱石と御倚賴被爲、在候哉。幕府の老吏輩は、一橋を視て、幕府の權力を攘奪する者と爲し、始終猜疑を抱き居候に付、一橋の意見は、幕府に於て、充分に不被行事と被察申候。又有事の日は、會津の外は、幕兵恃むに足らずと存候。而るに彼三人を信任し、天下の無事を謀り候御見込に候へば、大に思召違歟と存候。何卒廣く天下の大勢に御著眼被成、朝憲と云ふものを被立候様、御熟慮の程希入候。

對立情態

此れは朝廷が一橋、會、桑の三者を御信任あらせられ、彼等の中樞勢力として、御倚頼あることの甚だ天下の大勢と違反することを開示したるものだ。

岩倉は既に天下合同を唱ふればとて、固より一橋や、會、桑を排斥す可き理由は無いが、然も當時の朝廷の立場と彼の立場とは、全然對立の情態だ。そは假令合同策を唱へても、其中樞勢力は薩である。強ひて之に加ふれば長である。更らに加ふれば自餘の諸大藩である。即ち薩長本位と、一橋、會、桑本位とは、到底兩立し難きものがある。恐れながら□□□に於かせられても、將た二條關白、尹宮に於ても、岩倉の眼中からは、大計を誤るものと見てゐたに相違あるまい。而して此の對立情態は、遂ひに孝明天皇の崩御まで持續せられた。

【二五】 岩倉對尹宮 (二)

尹宮の岩倉宥免反對

岩倉の側で、尹宮は油斷ならぬ人物と見てゐたからには、尹宮からも恐らく同様の觀察を、岩倉の身上に與へられたであらう。

初め乙丑(慶應元年)歲十二月朝議あり、將さに具視、久我素堂、千種自觀、富小路、敵雲の勅勘を免じ、出仕を命せんとす。朝彦親王異議を建て曰く、頃ろ聞く岩倉は武家の輩と相交通して、密に計謀する所ありと。若し岩倉をして出仕せしめば、恐らくは朝政を翻攪するの所業あらん。宥免の御沙汰は甚だ不可なりと。朝義姑く寢む。上尙に千種有任に勅し給ひて、具視に武家の輩と交通せざらんことを諭さしめ給ふ(岩倉公實記)。

久我素堂は建通、千種自觀は有文、富小路敵雲は敬直、何れも岩倉と同時に、同一の理由——幕府と交通したる——によりて罪を得たるもの。其の勅勘宥免の議あるに際して、尹宮の反對論の出で來りたることは、同宮の立場としては、良とに當然の事と云はねばならぬ。左に掲ぐるは、聖諭を奉じて、千種有文より、内内岩倉へ文通したるもの。

千種岩倉
宛狀

尹宮岩倉
人物調査

日々寒氣嚴敷候、彌御安泰恐悅候。扱乍極内々、愚息へ昨夜勅書を賜はり、御沙汰には、入道一同出仕之儀、格別之叡慮を以て、當冬中に道相付き候様、御内評議之處、尹宮には、千種、富小路、今日直ちに勅勘被免、出仕相成候而も、差支無之候。久我、岩倉は、差支申候。殊に岩倉は、蟄居以來、密々武家之輩面會、就中薩藩士時々出入面談、不愼之風聞も有之。岩倉は、中々六個敷者に而、必ず天下を引くり返す程之事も可致に付、只今出仕は、差支申候。去、逆岩倉を殘して、千種、富小路而已出仕被仰付候事も相成問敷と言上有之。

以上は尹宮の御意見だ。如何にも能く岩倉の人物を洞察してゐらるる。必ず天下を引くり返す程之事可致に付とは、名言だ。全くその通りであり、又た全く其の通りであつた。

武家往復
中止聖諭

主上には深く御心配被爲遊、向後武家往復は相止め可申様、愚息より密密可申諭との御事、誠以格別御懇切之御沙汰に付、何共々々如何敷儀ながら、取急申入候。

尹宮の疑
惑

愚息とあるは、千種有任のこと。

二公、陽公、尹宮御合意之事不少、尹宮には、兎角先日來之風説、薩藩が陽公を當職に致し、天下之權を握り可申企有之。尊公(岩倉)が密々參謀との事に御疑惑掛念有之候と推察致候。尊公には中御門を以て、二公へ御辨解御申入之事に而、二公は能々御了解之事に有之候得共、其他は兎角御疑惑有之候事哉、笑止千萬に候。

主上の配
慮

陽公とは近衛忠房、二公は二條齊敬のこと。

併此儀は自然聊かに而も、他へ洩候ては、主上にも大御迷惑、實に格別に御深切之叡慮、御側之衆にも不洩様、吳々可申含御沙汰之由に候。

惟ふに岩倉は、文久二年八月勅勘以前迄は、恒に至尊に密邇し、尤も御信寵を忝うしたる者なれば、宥免の思召もあらせられたに相違なく、さりとして此際強ひて尹宮の反對論を押し切りて御實行となりたらんには、尹宮の辭職とも成る可く、彼や是やの御心配にて、寧ろ此際之を中止し、彌よ岩倉の謹慎を見届け遊

ばされたる後に於て、宥免の御沙汰に及ばんとお思召もて、此の内書を千種有任に給はり、その父自觀をして、斯く岩倉を諷さしめ玉うたものであらう。されば岩倉個人に對しては、孝明天皇は勅勘後と雖も、未だ必らずしも其の御眷顧は全く衰へたりとも申されまじく、只だ餘りに岩倉が機略縱横、權數不測而して雄心旺盛なるが爲めに、主上の御心にも任せ給はぬ種々の障礙を惹起したるものにして、云はゞ岩倉の勅勘の長引きたるは、畢竟彼が餘りに有力なるが爲めであつたと斷ず可きであらう。

岩倉勅勘
長引の原
因

〔二六〕 岩倉對尹宮 (三)

時節を待
つの要

千種自觀(有文)の岩倉對嶽(具親)に與へたる書翰は、尙續く。
尊公(岩倉)には、嘸々御無念千萬と存上候得共、何分にも今暫之處、時節御待之

程可然と存候。此國家危急之時節に當り、箇様之疑惑を抱居候御人々、朝議に與り申候而は、治國平天下は無覺束、實に御案申上候。無程あれ」と申様之事出來可致、扱々歎息至極、末恐敷存候。
「疑惑を抱居候御人々」とあるは、専ら尹宮を斥すものだ。複數ではあるが、其の目標は勿論尹宮だ。

右に而過日御示之薩藩士尊家(岩倉國居)へ御出入、暫く御斷申上候儀も、益相分り候と存候。吳々御無念之段は、萬々御察申上候得共、今暫之處は、何事も天とあきらめ、御覺悟之外無之候。小生も扱々殘念成る事と存候。右極々秘密に申上度如此候也。

以上は主上より千種有任に御内々岩倉の身上に就て宸翰を賜はりたる次第を、其父自觀より岩倉へ告げ、其の諒解と、注意を要めたるものだ。

追而尹宮言上之儀は、御無念千萬と、吳々御察申上候得共、決して御短慮、忤無之様、只々世上之有様成行は、如此者と被思召、今暫之處、何事も御携り無之様

天皇岩倉
心事了解

と存候。何分上に而は、尊公の御心中も御分り相成居候と存候得共、中間之處にて了簡が間違居候故、楠氏の如き人が出現候共、何之役に立不申、致方無之時節と、歎息之外無之候。

此れは主上は岩倉の心事を、御諒察あらせられたれども、中間の妨害如何ともし難きを云ふ。

結論

小生は此上如何なる變事が起り候哉と、心配之餘、老母之事が、誠に誠に一層心配相成申候而已御察可給候。一應御面會、何事も申上、且伺度候得共、先々相分り候丈、以書中申上候。御推讀希上候。右様武家之者御面會御止め申上候上は、諸藩之實情も、内々伺取候儀も出來兼、殘念至極、別而箇様之時節、無心元存候。併御分り之儀も有之候は、猶又極内々御洩可給様、吳々希上置候也。此頃家來無之、慥成老婆故、爲持差上候。唯今即刻御返事に及不申、慥に御落手而已相伺度候。

十二月廿三日

自 觀

對 嶽 公

極秘内啓

尹宮日記

尙ほ尹宮の御日記を按ずるに、慶應元年十一月二十八日の項に曰く、

千種、岩倉等之義申上候。且久世へも同斷勘考頼置畢。

同廿九日の項に曰く、

一 外島喜(禮)兵衛(會津要人)依招參る。仍而昨日伺公之節、千種、岩倉等之義言上之處、左様之義は無之様、會(會津)え申聞候様、御沙汰之旨申聞、畏入候旨也。

同十二月十七日の項に曰く、

一 岩倉、千種此度之一件、内々及言上置候事。

以上は極めて簡略にて、其の何事であるや掲げざるも、前文の次第と對照すれば、其の事件の要領を推測するに難くはあるまゝ。

尙ほ慶應二年二月十九日の項に曰く、

尹宮難問
策掛念

一 昨十七日近衛前關白(忠熙)にて承り候。薩州へ之御内勅書、以岩倉入道賜候旨、右は予なにとかしりぞけ候様との御書之御要子、内々心得にと咄、驚入候。是は全りかん説と相心得候へ共、關白殿にて勘考頼置畢。

此の如く尹宮に於かせられて、岩倉の手が、漸く主上の側近に伸び來ることを心元なく掛念せられ、その爲めに隨分自衛の手段を講せられたることと察せらるゝ、要するに岩倉は到底池中の物では無かつた。何時かは冲天の勢もて、飛揚する時節を待つてゐた。

第四章 岩倉の密奏

「二七」續全國合同策(一)

岩倉合同
一本槍

薩長聯合は、慶應二年正月二十日—二十一日の間に、京都薩邸に於て、薩藩小松帶刀、西郷吉之助、長藩木戸貫治(孝允)との間に、具體的に、成立したことは、既記の通りだ〔參照 五十八卷九三—一〇〇〕。薩長聯合は、云はゞ討幕聯合だ。然るに岩倉は果して此の事實を知りたる乎、否乎を詳にせざるも、彼は依然合同案一本槍もて、新局面を打出せんと企てゝゐた、それは慶應二年五月のことだ。

一橋に説

乃ち薩藩士井上石見は、岩倉を訪うて申様、去秋示されたる全國合同策は、其の策議臚本を、歸國して島津大隅守(久光)に呈したるに、彼も頗る之を賛成したが、然も之を薩藩から首唱しては、到底行はる可くもなし、希くは川村恵十郎を招きて之を諭し、同人よりして一橋に勸説せられよと、川村は一橋慶喜帷中の臣

だ。岩倉曰く、天子の一言は百萬の兵に敵し、關白の一言は、十萬の兵に敵す、予は朝廷よりして此の主旨を宣し、億兆をして感激し、之に響應せしめんことを欲す。一橋を勸説するが如きは、予の欲する所でない。然も井上は頻りに之を希うて止まなかつたから、岩倉は仍りて川村を招き、建策の稿本を出して之を示し、一橋に説き、二條關白と同心協力して、此事を實現せんことを謀らしめた。一方岩倉は更らに千種有任に託し、續全國合同策を草し、去年草したる全國合同策と併せて、之を密奏せしめた。

續合同策
密奏

臣友山誠恐惶頓首肅拜、謹で鄙議を上つる。友山頑鈍不學、事機を曉らず、向に勅勘を蒙むり、門を閉ぢて幽塾し、日月の明を仰がざること已に五年に及び候。友山枯朽之餘、當世に用なき者と雖、今日の如く、外患内憂切迫の折柄、區區の微衷、仰では皇權を更張せんことを念ひ、俯しては國威を挽回せんことを念ふ。日夜憂憤自ら措く能はず候得共、進で一言を左右に陳ぶることを得ず。空く陋室の中に悲泣仕、或は寒夜雪窓に坐し、或は暑天螢囊に對し、螻蟻の

憤慨上書

愚見を書綴り候事、已に數回に及候得共、出位の言、無用の論と相心得、終に藁本は、丙丁童子に附し申候。

以上は從來屢ば建議の奏案を焚きたることを云ふ。

然る處近日外患益す迫り、内憂益す深く、友山慨憤悲痛誠に緘默坐視に忍兼罷在候。因て憂患の立至候原由を研究し、其顛末を論述仕り、併せて之を處分するの策を奏陳可仕候。伏て願くは陛下心を潜め、神を留め、御省察被成下候得者、宗廟社稷の爲め、感戴奉存候。

以上は今回上書の已む可からざる所以を云ふ。

内憂排除
の要

抑外患内憂の相由りて出づるは、古今之常勢にして、或は内憂あるに乗じて外患隨て入り、或は外患を攘ふが爲に、内憂隨て生じ候。然れども孰れに在ても、内憂は本なり、外患は末なり、是非内憂を除き不申候半では、決して外患を攘ひ候儀は、相成不申候。

以上は内憂は本にして、外患は末なるを云ふ。

外患内憂
に乗ず

友山窃に案ずるに、漢土汴宋の末、君子小人互に相争ひ、遂に朋黨の獄を興し、一時の賢哲流竄殄戮に就き、國家の元氣隨て消亡致候より、金虜之に乗じて呑噬を謀り、大舉侵入、二宗諸王沙漠之地に擒送せられ、宋室の版圖大半金虜の有となり、終に江南掌大之地に縮屈せられ、僅に偏安の業を保つことを得る而已に候。此れ所謂内憂に乗じて、外患隨て入り候者なり。

内憂は本、外患は末の實例。

支那宋明
の例

南宋の初に當りては、韓世忠、岳飛等の如き君子の徒、痛く外患を憂へ、鞠躬竭力、日夜勤勞恢復を圖り候へ共、小人秦檜、汪彥伯等の爲に斃され、終に南宋の亡を救ふこと能はず候。是れ所謂外患を攘て、内憂隨て生じ候者なり。明末に至ても、君子小人内に相争ひ、君子空く斃れ、小人志を得て、遂に君を誤り、國を賣り、兵政慢弛致候より、韃靼其虚を窺ひ、長驅南侵、四百餘州衣冠の風、盡く辮髮の俗と成果候。此れ所謂内憂に乗じて、外患隨て入候者なり。

以上は支那宋明の事例を援きて、内憂外患の相ひ因縁する所以を説く。要はや

がて日本の現状に及ばんが爲めだ。

【二八】 續全國合同策 (二)

内憂無く
し外患無く

宋明當時の諸帝をして、君子小人を兩用して、各其所を得せしめば、内憂決して生じ不申候。内憂生ぜざるときは、外患決して入らず。縱令外患入り候共、内憂を除き候へば、恐るるに足らずと奉存候。

此れは支那の例。

幕閣の失

本朝中古以前の事は姑く置て論せず候。三百年以來太平打續き、文物盛んに興りたるも、武備整はず、隨て士氣頹廢致候處より、外夷時々環海に出沒し、隙を伺ひ機に投せんと欲し候折柄、水野越前守等征夷府輔佐の任を失ひ、忽然と夷船打拂の令を廢止して、外夷和親の端を啓き、水戸贈大納言の如きは之

を憂慮し、良策善籌を建て候得共、一も之を施行する期を得ず候。癸丑甲寅（嘉永末、安政始）以降、阿部伊勢守、堀田備中守等幕府の執權にして、外夷の應接其當を失ひ、吾が國の武備整はざるが爲に、彼が勢威を熾かんらしめ候は、遺憾に存候。

以上は水野忠邦以來、幕府執政者の失政を説く、其論未だ必らずしも平允ならざるも、論勢自から然らざるを得ざるものありて、斯く論斷したるもの歟。

井伊の暴政

其後戊午（安政五年）に至りて、井伊掃頭等、朝廷を蔑視して、勅命を沮格し、外夷の虚喝に震駭して、條約に調印し、上は親王公卿諸侯より、下は列藩草莽の士に至り、苟も熱血を國事に灑ぐ者は、之を視て幕府に抗敵する者と爲し、或は之を廢綱し、或は之を流謫し、或は之を殺戮して、幾んど噍類無からしめんとし、實に暴政至らざる莫く候。

以上井伊直弼の暴政を説く、痛快骨に徹す、而して是れは固より至當の論斷である。

内憂隨起

降て壬戌（文元二年）に至り、薩長二藩の意見相合せずして、釐障を啓き、癸亥（文久三年）に及んで、會長（會津、長州）又確執を生じ、甲子（元治元年）に及んで、遂に私闘を輩下に挑むに至り候。此間に於て大和、但馬、常野の事件（天誅組、生野銀山、筑波山の諸亂を云々）相繼で起る、是皆外患より内憂の隨て生じ候者なり。

以上は天保十三年水野忠邦が、外國船打拂令を緩和したる以來の時事に就て概説す。

内憂除去策

今や内憂を除かざれば、外患を攘ふ可きの時期は決して來り不申候。内憂を除かんと欲するには、廊廟之上、君子小人舉用の道如何に有る而已に候。抑君子小人は、元と氷炭相容れざるが如きものに候、而、古來君子は舉用す可く、小人は排退す可しと云ふを以て、賢哲の通論と相成居候へ共、天下に小人は常に多くして、君子は常に寡きが故に、盡く小人を排退せんと欲せば、固より衆寡敵する所に無之、専ら此に注意を要し申候。又君子小人雜然並び進んで以て治を致す可き者は、未だ之れ有らずと、古人の論も亦有之候へ共、今日の形

君子小人論

勢に於ては、君子小人兩用致不申候半而は、天下治り不申候、唯君子小人を兩用致候には、各其所を得せしむるを以て、大著眼と致し不申ては難相叶候、然れども君子は退き易く、小人は退き難き者に候へば、一朝之を駕馭するに、其方を失へば、君子は盡く去て、小人獨り留り可申候間、之を駕馭するに用意尤周到ならん事を要し候。元來君子と稱候者は、正心誠意にして、且義を知る者に候へば、縱令不平あるも、怨恨と申す事は無之候へ共、小人と稱し候者は、心中に恥を知らずして、且才智を逞ふする者に候へば、一朝不平の心を生ずるときは、深く怨恨を懷き申候て、必ず黨を引き類を集めて、姦計詐術を施し候者に有之候。

岩倉權數

以上は君子小人の類別を説き、之を兩用併使するに於て、甚だ困難なる事情を説く。從來君子を進めて小人を退く可しとは、天下の通論だ。然るに彼れ岩倉は、君子小人の兩用を説く、此處に彼の一隻眼があり、此處に彼の權數の尋常ならざるものがある。乃ち彼の反對者が彼を目して姦雄と稱したるも、強ち讒誣の

妄斷とのみは云ふ可からざるものがある。

【二九】 續全國合同策 (三)

君子小人併用策

是故に小人を擧用せば、其地位を與へて、其才能を盡さしめ、而して其心に一點の不平を起さざらしむるを以て、尤肝要と致候。又君子を擧用せば、治國を以て己れが任と爲すの心を弛ましめずして、縱令小人と並び立つも、廉頗、藺相如の私怨を捨て、國讐を報ずる事に努力せしが如きの念あらしむるを以て、尤肝要と致候。果して此の如くに兩用致候へば、決して氷炭相容れざるの憂は無之候。

此れは随分思ひ切りたる論斷だ。此の如き大作用は、彼れ岩倉其人の如き人を待つて始めて之を行ふことが出来る。尋常人ではとても思ひ及ぶ所ではない。

外力借用の害

夫れ君子小人國內に紛争するときは、多力の者は、其黨を樹て、寡力の者は外權を假り可申は古今の通患に候。外權を假ると申候而も、外夷の力を假る事に相成候へば、恐る可く憂ふ可きの甚き者に有之候。唐の太宗李世民の如き、不世出の英雄に候へ共、一度び突厥の兵を借り、創業の力を助け、幽燕の地を以て其德を報せしより、唐三百餘年の間、北方の關門を失ひ、終に取返す事も相成不申候。後晋の石敬瑭は、契丹の兵を借て、後唐を伐ち亡し、其恩を謝せんが爲め、雁門、太原の如き要地を、北狄に與へ候より、宋元明を経て、常に北狄に窘められ候て、遂に漢土を擧げて、滿清の有と成さしめ候。是れ他邦の談として、輕々に看過す可き事に非ず候。

流石に岩倉である。從來日本では國內の紛争のみにて、未だ第三者の活舞臺に出現したる例無きを以て、斯る心配は無かつたが、今や外國干繋が、主なる事件の中樞となりつゝあるに際し、此の心配は、當然の事である。

石敬瑭以上の憂ひ

若し今日吾が皇國に於て、此に類する事ありとせん歟。譬へば西國は墨夷を

外國干渉の憂ひ

引き、中國四國は英夷を引き、北國は魯夷を引き、東國は佛夷を引くと申すが如く、此等諸夷の權力を假りて、相互に勢を争ふて攻伐致候へば、其禍患を異日に貽す事、豈に惟石敬瑭の比ならんや。此れは決して想像の空論ではない。現に當時幕は佛と結び、薩長は英と結びつたつあつたではない乎。

朝には一港一市を開くことを求め、夕には又一港一市を開くことを求め、之に加ふるに、彼れの藩の内治に關係し、又此れの藩の内治にも關係する等の事、陸續と相起り、終には堂々たる神州の地を擧げて、胡羯腥膻の巢窟と成り果候哉も測られず、誠に恐る可く、悲む可きの至に候。

此れは諸藩が外國と結び、其極外國の干渉が諸藩に及ぶを云ふ。此れは決して杞憂でない。若し當時の大勢が皇室を中心として、日本全國が一致するにあらざるよりは、禍の此に至るは必然の勢であつた。

且古來戎夷の敵を謀るには、多くは敵を以て敵を伐つ計に出づるに由り、

外干渉の憂

今の外夷も亦必ず兄弟牆に闘ぐの計を施し可申は必然に有之候。況や國內の臣庶已に胡服を衣て、胡言を用ゐ、蠻器を愛玩して、蠻教に信向する者、日に増し月に殖るを以て、其心志も大半は戎夷に化し居候故、外夷の權力を假り候事は、左程恥辱とも存じ不申候間、預め之を防禦するの策を慮らざる可からず候。

此れも決して過慮ではない。所謂る背に腹を代へられぬ場合には、人間は如何なる事をも作し得るもの。況んや浸潤の致す所、決して之を恥辱とせざる可きは斷じて疑を容れない。

外患益深
すからんと

抑方今之形勢は、外患より内憂隨て生じ、内憂隨て生じ候より、外患又益す深く成らんとするの際なるを以て、此儘に荏苒と歲月を玩愒せば、實に金甌無缺宇内に冠絶するの皇國をして、犬羊に均き外夷の管轄に屬さしむるは、明鏡の如くに候。念て此に至れば、九夏三伏の天と雖、猶ほ肌膚に粟を生せしめ候。實に寒心せざる可けんや。

如何にも其通りだ、是れ決して几上の空憤虚悲ではない。

【三〇】 續全國合同策 (四)

詔書換發
の要

是故に内憂外患を攘除せんと欲するには、全國合同の策を建つるの外、善計無之と存候。友山臣子の分として言上仕候は、恐懼至極に候へ共、皇國の御爲に愚忠を盡さんとするの鄙衷より、忌憚なく言上仕候。仰ぎ願くは陛下寛裕江海の御洪量を以て、聞食給はんことを、夫れ全國の合同を謀るには、陛下御自ら罪を引かさせられ候聖慮を以て、加茂、又は石清水に行幸あらせられ候て、一七日の間御親祭、幣帛を奉り給ひ、宸衷至誠を以て、社前に於て詔書換發遊ばされ、天下臣庶と明約を立させられ度候。

是れ豈に五條御誓文の先容を爲すものにあらずや、隨分突き込んで言上した

るものだ。

詔書案

其詔書には、今や醜夷猖獗、國威枉屈し、内亂踵で起らんとするは、朕の不徳、政令其宜を得ざるより致す所にして、上は祖宗の遺烈を發揚するに足らず、下は萬姓の生命を保庇するに足らず、日夜怵惕、慚愧する所なり。自今爾後萬機一新、政令を翦革し、汝臣庶と一心戮力、皇威を八紘に輝し、國權を四維に展て、以て外夷を壓倒せんと欲す。汝臣庶無事の日は業を勉め、産を治め、有事の日は、私闘に怯れ、公戰に勇み、敢て他意あること勿れ。汝臣庶其れ朕が意を體せよと、此の如き御趣意を載せられ度候。

如何にも興國の精神が、紙表に躍動してゐる。看よ維新中興の氣運は、這裡に鬱勃としてゐることを。

大津招致策

又伊勢、熱田へは、公卿勅使を差遣されて、宸筆の宣命を以て、全國合同の策を奉告して、其冥助を禱らせられ度、且廊廟の上には、徳川、一橋、會津、桑名、薩摩、長門、尾張、越前、土佐、因幡、備前、阿波、仙臺、宇和島、米澤、安藝、加賀、肥前、肥後、筑前等

の列藩を召させられて、厚く御倚頼遊ばさる可き旨、仰出され度、而して親王、公卿、諸侯の衆議を以て、國是を確定せられ候て、又詔書を渙發遊ばされ度候。以下は詔書の旨趣。

天皇親政

其詔書には、將門政柄を掌握せし以來、朝幕並立て、文武岐を成し、朝廷の詔する所は、或は非と爲り、幕府の令する所、或は是と爲る儀も有之候て、天下の事、是非一定する所無之、人心向ふ所を知らざるに立至候。夫れ文に偏すれば、其弊や必ず弱に流れ、武に偏すれば、其弊や必ず暴に陥る。故に暴と弱と相交りて、終に豊隙を生ず。是れ天下の紛擾已むこと無き所以に候。上古列聖の天下を御するや、王命を梗する者之れ有る時は、天子親ら兵馬の間に臨んで不庭を討つ。天子若し事故あらば、皇后皇子之に代る。是れ列聖深意の存する所に候。中古以來、兵馬の權、臣下に委ね候て、天子親ら討伐の勞を取らず、是れ列聖の深意を忘る、者朕甚だ恐懼慨歎に堪えず候。自今爾後將門政を乗るの制度を更革し、朕親ら萬機を統べ、文を修め、武を講じ、政令一途に出で、以て天下

の人心をして、其向ふ所を知らしめんと欲す。是れ上は列聖の深意を繼紹し、下は萬姓を綏撫する所以に候。決して朕が皇室の興隆を致さんとするの私心に出づるに非ずして、則ち天地の至理に基づき、皇國を経綸せんと欲するの宿願に出づる者に候。誠に已むを得ざる事に有之候と、此の如き御趣意を載せられ度候。

如何にも神武復古の大規模が、此間に隱約するを見る。

岩倉の理想

元來岩倉は寧ろ實行力に勝りたる政治家である。彼は實に手腕の人である。然るに彼の意見書を見れば、彼は翹だに實行的政治家たるばかりで無く、亦た日本國と日本の皇室に對して、大なる理想と、大なる理解を持つてゐたことが判知る。彼が滔々たる群雄の上に、一頭地を抽んでたる所以は、職として之に由ると云はねばならぬ。

【三二】 續全國合同策 (五)

天皇引責論

陛下 御自ら罪を引かせられ候て、至誠の宸衷より斷然と御處置在らせられ候へば、天下の臣庶、誰か感泣遵奉仕らざる者、之れ有らんや。伏て願くは、陛下深く御留心御熟思被爲、在候て、全國合同の大計、速に御施設有之候様仕度候。外夷侵入の患は、皇國に於て三千年以來、未曾有の事に候へ共、漢土に於ては、已に覆轍有之、聖慮定て御鑑戒被爲、在、今日の形勢、外患より内憂を生じ、内憂より又外患深く成候次第、實に御痛心之御事と奉拜察候へば、友山臣子之至情、何共恐懼に堪へず候。誓て犬馬の勞を效し、聖明萬分之一を裨補し奉り度、區々の心、自ら止むこと能はず候。陛下臣の微衷を御憫察被成下、狂瞽の罪を、御寛宥被遊候様、泣血懇願之至に候。臣友山誠恐誠惶、肅拜謹上。

成否御一身に存す

以上は所謂難きを君に責むるもの、固より尋常臣庶の敢てする所ではない。唯だ彼れ岩倉は、全國合同の大策の成否、一に繋りて至尊の御一身に存するを

看取し、敢て至尊に對し奉りて、其の親ら責を取り、咎を引き、神明に對して、誓願祈願あらせられ、爰に天下の人心を一新して、我が國是を一定し、我が國策を確立せんことを企圖したるものだ。

岩倉意見
根本義

抑も彼が此の如き意見を懐くに至りたる所以は、時艱を濟ふの一念に外ならざるものであるが、然も其の時艱を、根本的に詮議し來たれば、彼が所謂る三千年來未曾有の外患である、所謂る「外患より内憂を生じ、内憂より又外患深く成る」とは此事だ。

建武中興
と建武中興

人或は維新中興と、建武中興とを比較して、建武中興の失敗が、鴻謨開濟其人を得ざるに歸するものもあるも、是れ未だ篤論とするに足らず、そは建武中興は、要するに其の問題が國內的に極限せられて、一個半個も外國に及ばず、而して維新中興に至りては、實に對外問題が、其の唯一原因と云はざるも殆んど唯一動機と云ふを得可く、何れも此の金甌無缺の日本を、如何にして此の振古未曾有の外患より濟ふ可き乎を發足點として、其の運動出で來りたるものなれば、此

根本對外
問題に在り

の相違に著眼す可き理由がある。

乃ちその證據には、上記岩倉の獻策がそれである。若し事が國內的問題に止らば、如何に岩倉が大膽不敵と雖も、到底至尊に對し奉りて、上記の如く、露骨率直に難きを君に責むるが如き上書を爲すことは不可能であらう。但だ事が對外的にして、國家危急存亡の問題を取扱ふに際しては、如何なる直言も如何なる諫争も、寸毫も遲疑す可きにあらずして、斯くは思ひ切りて上記の如き獻言書を奉りしものであらう。されば尊皇思想の再生復活は、江戸覇府の創始以來、漸次に醱酵醞釀したるに拘らず、之を具體化し、之を政治化し、之を普遍化し、之を實行化したるは、全く對外問題との接觸に由るものと云はねばならぬ。

井上岩倉
を説く

扱も數日を経て、井上石見は來りて、岩倉を見て曰く、若し一橋慶喜にして、閣下の意見を容るゝに至らば、予は直に鹿兒島に馳せ下りて、之を久光父子に告げ、其の上京を促がし、一橋を援助せしめんと、岩倉曰く、現今幕薩の間、猜疑未だ氷釋せず、他の諸藩も亦た其の舉動に注意しつゝある、されば若し一橋にして吾

が宿望の合同案を行はんと決心せば、予は密奏して、先づ勅使を幕と薩とに差遣せしめ、私を捨て、公に殉じ、一心戮力、政令の一新を謀ることを諭さしめ、以て其の調停を圖らんと欲すと。然も當時の一橋慶喜は、到底岩倉の大策を實行せんとする氣魄もなく、又た希望も無く、而して又た其の實行力も無かつた。

【三三】 岩倉具視の時務密奏(一)

岩倉具視の
化方法の變行

岩倉具視の思想は、其の大根本に於ては、當初から一貫したるも、其の實行的方法として、周邊の事情環境の趨勢と與に、數次變化した。彼は當初公武合體によりて、朝權を恢復せんとした。その爲めに和宮御東下に際しても、極力其の周旋を事とした。廢塾以來、時勢の變遷を見て、薩藩の倚信す可きを悟り、其力を利用し、薩藩士に結び、之を以て幕府を牽掣し、而して所謂其の全國合同策を行

はんとした。固より朝幕竝立でなく、飽迄朝廷を中心として、幕府を始め、諸侯を其下に統率せんとした。

橋藩に説

然るに朝廷にては、長藩は叛賊視せられ、薩藩は比較的敬遠せられ、二條關白、尹宮の一味は、一橋慶喜、松平容保、松平定敬、即ち一會、桑の面々と握手し、之を基本的勢力として、内外の時勢に應酬しつゝ、あつたされば岩倉としては全國合同策を實行するには、薩藩の同意と、一橋等の協賛とを得ざる可からざるは論を俟たず。此の如くして薩藩に説き、此の如くして一橋等にも説いた。固より主上に奏上したる次第は既記の通りだ。

一橋勳説
の無効

然も當時の薩藩は既に見限りてゐた。幕府既に然り、況んや一橋をや、會、桑をや、而して一橋側に於ても、長は陽敵とし、薩は陰敵とし、寧ろ長に向つてよりも、薩に對して戒心したるの趣きあつた。されば彼等に向つて全國合同等を説法したとて、固より馬耳東風の類に過ぎないことは、暗易き道理だ。岩倉の説法が、如何なる熱度を以てしたかは、明らかならざれども、其の效能の無かりしは、か

りでなく、恐らくは却て一橋方をして猜疑の念を熾ならしめたに過ぎなかつたものと察せらる。されば岩倉の憂憤知る可しだ。

岩倉密奏

薩長の盟約は既に半歳前に成就しつゝあるに、幕府はそれに氣付きたる乎、否乎、只だ平ら押しに征長の師を起して、時局を倍々紛更せしめつゝある、此に於て岩倉は慶應二年六月更らに千種有任に托して、左の密奏を上つた。

長岡田部
親民が嘆

臣友山曾て之を古人に聞く、明主は直諫を惡まずして、廣く之を聽き、良臣は嚴譴を懼れずして、以て忠言を進むと、方今天下之形勢を觀察するに、憂患内外より相迫り、國家の興廢、浮沈に關繫し、友山焦心苦慮自ら止む能はず、敢て萬死を冒し、敬て鄙言を獻じて、以て聖聽を汚し奉り候、大樹既に奏聞を経て、防長問罪の出師を決定し、天下の人心頗る動搖の折柄、友山居村の農夫、樵人等の話を聞くに、政道衰替、物價騰貴し、終日流汗業を勵むも、仍ほ一家數口を糊するに苦む、此上四方に干戈を動かすに至らば、終身の生活如何して相營み可申哉と、相互に愁歎罷在候、洛北一隅の細民怨嗟すること、已に此の如し。

況や天下億兆の心に於ては何如ぞや、友山長大息して已まざる所に候。

此れは征長の師を出し、細民怨嗟の實情を陳ず。

下情上達
せず

夫れ廊廟の上に坐して、政令を出す者は、其政令各當を得るものと信じて、他に顧慮する所なきが如しと雖、臣庶より之を傍觀するときは、其政令當を失ふ者と、思念すること之れ有り、今日幾んど此に類せり。

下情上達せざるを云ふ。

先づ朝廷に就き、之を言はんに、關白國事御用掛及議奏傳奏の諸公、肺肝を碎き、誠忠を致し、白夜國事を執掌せらるゝは、萬々推察すと雖、諸公は皆太平無事の世に生長し、一朝國家の多難に遭遇するを以て、只管に昨年の太平を眷戀するの心より、今日直に其太平無事の世に挽回し、速に宸襟を安んじ奉らんと欲するの念切なるが爲に、其出す所の政令は、自然と非常の事勢に背馳するならん、是れ畢竟遠謀深慮を闕き、國家經綸の本旨を失ふに外ならず、尤も太平無事の世に挽回するは、國家の大幸之に過ぎざるも、今日の形勢に於

ては、決して容易に望む可からず候。満廷の諸臣に向つて、一大痛棒を下す、此の如き言論は、岩倉其人にあらざるよりは、容易に吐露し得る者ではない。

【三三】 岩倉具視の時務密奏 (二)

萬事果斷の要望

抑癸丑(嘉永六年)以降十餘年間の形勢は、最早太平の風氣は消滅して、禍亂の運に陥り、百事已に非常の時に際するに由り、因循姑息の手段を以て、之に處するは、石を抱て淵に臨み、薪を負ふて火に向ふが如く、其危きこと言ふ可からず、諸公何ぞ時勢の變化を見ることの暗きや、誠に不審に堪えざるなり、仰ぎ願くは陛下太平の時節と、禍亂の時節とを、御省察在らせられ、區々の事情に拘泥し給はず、根幹と枝葉とを御取捨ありて、萬事御果斷在らせられ度候。

是れ今日は常時にあらず、非常時なり、太平の時節にあらず、禍亂の時勢なり、故に能く之に善處し玉はんことを望むとのことだ。

一大手術の要

憂患由来の要

目今内憂外患交も臻り、其處分を行ふ毎に、愈其憂を深くし、益其患を大にする者は何ぞや、是れ朝旨幕令相共に本末を誤り、公私を混するに由らざるは莫し、夫れ醫師の疾を療するや、必ず其疾の自來する所を察して、以て其疾の在る所を攻む、譬ば疾にして人身の氣虚に乘じ、其臟腑に入るときは、之を攻むること緩にして、先づ務めて其氣を養ふ、其氣充實するときは、疾も亦隨て其毒を退ふすることを得ずして、藥石功を奏し易し、是れ自然の理に候、天下の憂患を救ふも、亦然り、先づ憂患の自來する所を知りて、其憂患の在る所を攻む可し、今や憂患の自來する所を尋ねれば、政令分岐を以て、國家の病根とす。

議論漸く進んで、其の病根に入る、此の病根や、決して尋常の藥石の能く攻むる所ではない。一大切開手術を用ひねばならぬ。

政令統一の要

此病根を知り、之を攻むるの藥石を投ずるは、目下の急務なり、仰ぎ願くは陛下御熟圖の上、非常の英斷を以て、政令分岐の積弊を除き給はんことを、此積弊にして除くことを得ば、天下の治平は、掌を反すよりも易く有之候。

政令分岐が、是れ當時の一大病症だ、故に政令をして一途に出でしむるは、是れ當時の一大急務。

幕府公私混同

且又近日の事勢を觀察するに、朝旨幕令本末を誤り、公私を混ざること尤甚く、列藩の朝廷幕府に對するも亦同じ、大抵其公なる者を取て、之を度外に置き、専ら其私なる者を取て、之を遂げんと欲す、幕府伐長の師を興すは、即ち幕府の私を遂げんと欲する者に非ずして何ぞ。

此れは薩藩の論と、大同小異と云はんよりは、全然一致してゐる。

長州再征不可解

昨年(慶應元年)十月、外夷條約の勅許を力請するの時に方り、大樹言上の書中に、陛下萬民覆育被遊候御仁徳にも相戻り、假りにも治國安民の任を荷候職務に於て、如何様御沙汰御座候共云々と有之、此の如く萬民塗炭に陥ること

を深く憂慮し、干戈の動かす可らざる事を奏聞致し居り乍ら、既に尾張前亞相が朝廷寛典の御趣意を奉じて、其處分を行ひたる後に於て、裁許不伏の廉を名として、問罪の師を興すは、其心の在る所誠に解す可からず。

條約勅許の理由は、外艦攝海に闖入し、若し萬一之を許容し玉はざる場合には、如何なる戰禍を來さんも測り難しとの理由よりして、之を力請し、若しくは強請したるに、却て長州に向つて、問罪の師を起すは何事ぞ。

本末混同

防長二州は、素より皇國六十餘州の中なり、其士民は朝廷の士民なり、幕府何ぞ擅に干戈を動かして、之を塗炭に陥れんとするや、昨年條約勅許を力請するや、徹宵宮中の會議に於て、一橋黃門始め、其口には治國安民の理を主張して已まず、終に其勅許を得て、之を外夷に通告し、一時の破綻を彌縫したり、此の如く公戦す可き外夷に對しては、振懼其怯を示し、私闘す可からざるの防長に對しては、傲然と其勇を示す、本末を誤まること何ぞ其れ甚きや。

論じ得て痛切、詰り來りて辛辣、固より一橋側からすれば、言ふ可き理窟もあら

うが、然も征長反對の論鋒としては、實に破的だ。

【三四】 岩倉具視の時務密奏 (三)

幕府營私

是れ幕府が已に其實力衰弱の極に達するも、仍も虛威を誇張し、陽に朝命を假りて、陰に其權勢を回復せんと欲する者にして、皆公義を捨て、私利を營むに過ぎず。

此れは幕府の正味正體を暴露したるもの。

毛利氏亦不策

將又毛利氏は、其勤王の忠志は拔群にして、感嘆するに足ると雖、長防二州を賭して、幕府と其強弱を争ふは、亦策の得たる者に非ず。

此れは毛利氏に就て云ふ。

骨肉相啖

嗚呼幕府長藩相與に無辜の士民をして、屍を干戈の下に暴らさしむるは、所

謂兄弟墻に鬩ぎ、骨肉相食むものにして、決して國家に裨益なき者に候。

是れ幕長戦争の、國家に於て不利なる所以を云ふ。

且又幕府數百の有司豈に皆無謀の人而已ならんや、是非得失を辨じ、天下の長策を建てんことを知るの人も、亦自ら之れ有る可しと雖、一旦幕府伐長の議を決し、出師の台命を列藩に下したるを以て、其征伐を終へざれば、幕府の威權地に墜ち可申と、固信せる一片の私心に出づる者に候。

是れ幕府有司の私心より、征長の舉を遂行せんとする所以を云ふ。

夫れ一家二主あれば、事兩岐に出で、奴婢二黨に分れ、相互に褒貶毀譽し、必ず勢を争ひ、權を競ふ、一國に於ても亦然り、況や天下に於てをや。

一家二主の害

此れが本書の大眼目。

近年國家の大事は、朝廷に於て之を統ふるに似たりと雖、只其形貌ある而已にして、其精神は従前と異ならず、是故に幕府は陽に國家の大事を上奏して、勅裁を請ふと雖、其實は勅裁の名を假るに過ぎず、故に天下億兆は、半ば朝命

と念ふて、之を遵奉し、半は幕令と信じて、之に服従す。無智の細民に至ては、朝命幕令兩ながら之を辨せず。此の如く名實錯亂するときは、何を以て信を天下に示さんや。

朝幕兩本位の惡結果を云ふ。

朝幕共に
失政

殊に昨年(慶應元年)條約勅許の節、幕府への御沙汰書中に、至當の處置云々、條約面品々不都合云々と有之、此等は實に至大の重事と雖、今日に至り幕府より未だ其善後の議を奏上する所あらず。又朝廷より之を幕府に督促することを聞かず。如何の事と、不審に堪えず。且又其節御沙汰書中に、一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守等を以て、段々遮而言上云々と之れ有り。是れ朝廷一時の遁辭にして、罪を幕府に負はしむるの策に過ぎず。其不可なること論を俟たず、何ぞ取捨判然、許否の區別を立てざるや。

萬機一新
の要

此の如く朝廷、幕府兩ながら其の失政を免れざる所以を云ふ。
此等の措置あるを以て、人心向背を異にし、天下の紛亂を釀成するに至り候。

是れ一家二主ありて、奴婢黨を分つ者に異ならず、仰ぎ願くは陛下全國の人心を、御洞知あらせられ、速に政令分岐の積弊を除き給ふて、萬機一新の大計を建てさせられ度候。

此の一節が、萬派一川に歸するところ、要するに本文の目的は、至尊御親から政令の中心となり玉うて、天下に號令し、萬機一新の大計を建つことに外ならず。

九門警衛
意見

又近日御所御警衛の形情を傳聞するに、不審に堪えざる事あり。九門の御警衛に大砲を列ね、小銃之に副ひ、恰も敵兵と對陣するが如しと、知らず、敵兵は何くに在るや、若し甲子の暴動に懲りて、之が備を爲すと言ふときは、友山益す之に惑ふ、甲子の暴動は、長門藩人決して禁闕に迫りたるに非ず、其迫りたる標的は、松平肥後守の凝華洞に在るを以てなり。九門の御警衛は、窃盜強盜の徘徊を防ぐを以て足れりとす。何ぞ大砲小銃を用ゐるに及んや、若し王城の御警衛と云はゞ、全國軍備の中に含むを以て、自ら施設の方法あり、目下九

門御警衛の如き姿を以て満足す可き者に非ず。海陸の二兵を精練し、内を守りて外を攻むるの勢を張るは、軍備の主要なり。宜く内外の形情を觀察して、以て萬全の方法を施設すべき事に候。

九門警衛に就ての意見、一橋、會、桑等を、一棒に痛殺す。

朝廷亦偷安

夫れ今日内外の憂患を勦絶せんと欲するには、尤人材擧用を要す。苟も有爲の志を抱くの士は、務めて之を養はざる可からず。而るに幕府は伐長の師を興し、且有爲の士を殺戮せんとす。是れ公義を捨て、私怨に酬ゆる者なり。朝廷又一日の安を偷んで、百年の大計を忘るゝ者の如し。友山竊に慨嘆、憂憤に堪えず候。

朝幕兩ながら非然も彼の主とするところは、幕府征長の不可を論破するにあり。

仰ぎ願くは陛下古今治亂の迹を觀て、内外形情の如何を察し給ひ、既墜の大權を收復し、萬機の政を革新し、以て皇國維持の大基礎を建て給はんことを、

臣友山恐懼屏營の至に堪えず候。伏て斧鉞を俟つ。臣友山頓首謹上。
彼は此の密奏の謄本を、山中弘庸に托して、關白二條齊敬に上つた。山中は關白の信任する者にして、屢ば岩倉の幽居に出入し、時務を談じたるものだ。

【三五】 岩倉と倒幕思想

未だ倒幕ならず

岩倉の意見は、討幕には尙ほ一膜の隔てがあつた。彼は政令の二途に出づるを不可とし、政權を朝廷に恢收し、萬機一新の更革を期待したが、然もその爲めに慶應元年の下半年から、同二年の上半期にかけては、未だ兵力に訴へて、幕府を廢止せんと欲する程の決心は——假令其の胸中には、潜在したりとするも——表白しなかつた。然も彼の步趨は、時と與に、歩一步それに接近し來りつつあつたことは、如上の彼の意見書、上書の類を、年時の順を趁ひ通覽すれば、自

から分明だ。

岩倉の實
際的

岩倉は到底實際政治家だ。空想の人でなく、實動の人だ。されば彼の意見は所謂
る坐して言ふ可く、起つて行ふ可き程度のものにして、決して當時に於て實行
す可からざる大言壯語を作して、徒らに自から快とする者と、同日に論ず可き
ものではあるまい。

岩倉、討
幕決意

然るにその岩倉をして、非常手段に訴へても、皇政維新を斷行せんと決心せし
むるに至れる動機は、何處にある乎。それは長州征伐に於ける幕府の弱點暴露
であらう。岩倉は當初から所謂第二回の長州征伐には反對した。然も若し幕
府が之を押し切つて征伐し、一大快勝を博したらんには、實際政治家たる岩倉は、
假令征伐その物には不同意であり、反對であり、且つ中心より之を好まなかつ
たにせよ、必らず或る程度に於て、幕府と妥協するの方便を見出したかも知れ
ない。かも知れないと云ふ。決して全くその通りとは云はぬ。然るに幕府は連戦
連敗した。此に於て岩倉も愈よ幕府は與みし易しと見縊り、愈よ此の機會を利

用して、幕府に一撃を加へ、以て根本的に皇政維新の新局面を打開せんと決心
したものと察せらるゝ。

其の一原
因

然も此れは決して唯一の理由ではない。更らに彼をして斯く決心せしめたる
ものがある。それは薩の勢力との近接である。具體的に云へば、大久保一藏との
直接交渉である。従來彼は文久二年失脚以前から、薩摩の勢力を認識し、之に倚
頼し、之を利用せんことを心掛けてゐた。彼は固より長州の勢力にも、盲目では
無かつた。けれども長人の運動は、時としては餘りに理想的であり、餘りに奔放
的であり、餘りに脱線的であつた。彼の趣味には、重厚なる、而して實利的なる薩
藩の勢力が、最も適合し、従つて尤も頼母敷考へられたであらう。此れが彼が幽
居中にありながら、屢ば親ら手を薩藩に向つて差出し、其の握手を求めた所以
であらう。

井上の奔
走

然も彼が最初に接觸したる井上、藤井の兄弟は、薩士であるが、薩士中の志士で
はあるが、其の政權の中樞人物では無かつた。云はば薩藩の一大秘密に就ては、

恐らくは彼等も門外漢に過ぎなかつた。されば小松や、西郷や、大久保などは、即時即刻倒幕と云はざるまでも、到底倒幕の已む可からざるを觀念したるに拘らず、而してそれを一番の根本政策と作したるに拘らず、井上石見等は、尙ほ全國合同策の岩倉の意見を、實行せしめんと奔走したるものであらう。

岩倉猛然
決意の因

然るに一方には、征長の擧によりて、幕府が自家弱點、自家暴露を成就し、他方には薩の中樞人物大久保一藏と、直接交渉を開始した。此に於て岩倉は最早二の足を踏む心配もなく、猛然、決然として、倒幕の決心を固めたものと察せらるゝ。然も此れは推察だ。但だ推察ではあるが、恐らく中らざるも遠からざる可き歟。岩倉の幽居當初は、滿廷殆んど三條一派の急進黨が、朝權を振り廻し、その爲め主上さへも、頗る不安、且つ不快を感せさせ玉うた。然るに文久三年八月十八日の政變の爲めに、三條一派が西國落をして以來、朝廷は全く溫和派と云はんよりは、殆んど佐幕派の一味もて占斷し、三條派は全く屏息し、廷議只だ二條關白、尹宮の意見通りに決著せんとし、偶ま近衛内大臣(忠房)や、山階宮が、異議を唱ふ

尹宮反對
派生す

るあるも、到底朝議を廻らす程の勢力は無かつた。然るに冬期地下に眠りたる龍蛇が、春陽と與に其の頭首を擡げ來りたるが如く、岩倉が漸次其の頭首を擡げ來りたるに迫んで、朝廷には自然に二條關白や、尹宮に正面反對と云はざるまでも、其の盲從者たらざる一派が生じ來つた。此れがやがて岩倉と内外相ひ照應して、遂ひに朝廷をして、佐幕の一味より、倒幕の一味に轉向せしむる動機となつた。

第五章 小笠原長行廣島派遣

【三六】幕府長州處分案を言上す (一)

國泰寺會
見結果

扱も廣島に於ける幕府大目附永井主水正等と、長防の國老(と稱する)宍戸備後助等との會見は、一段落を告げ、永井等は大阪に還り、宍戸等は廣島に滞在して、後命を竣つに至つた次第は、既記の通りだ(參照 五十八卷、六一―七八)。然も此の會見は、幕府としては、其の彈糾の目的を達するよりも、寧ろ長藩側をして、其の冤枉を陳述し、其の鬱憤を吐露するの機會を與へたるに過ぎず、談判の勝負は、姑らく預りとしても、長藩は寧ろ此れが爲めに益するも損することなく、幕府は此れが爲めに損するも益することなき情態を招來した。而して幕府の對長處分案は、未だ一定せず、所謂幕議紛々、更らに歸一する所がなかつた。

幕府弱點
暴露

元來長州再征の大旗を翻へして、將軍自から進發し、其の中途に於て、其の處分

案を評定し、其の對案を討論するなどは、如何にも前後緩急の顛倒にて、今更らながら幕府に人物無しと云はんよりも、中心人物無かりしを暴露するものにして、申さば幕府は未だ實戰に莅まずして、業に既に其の弱點を天下の有識者の前に暴露したるもの、天下は問はずして、幕府先づ自から天下をして、其の鼎の輕重を問はしむるに到つたものと云はねばならぬ。

幕府決斷の要に迫る

却説も幕府の親藩紀州藩主徳川茂承は、先手總督として、其命を受けつゝ、あれば、在再軍隊を停頓し、進むでもなく、退くでもなく、曠日彌久にては、甚だ當惑するを以て、書を上りて、一舉打入を主張し、幕府要路を刺戟する所あり、又た永井等の復命も、甚だ香しからず、長藩は恭順を口にするも、毫も恭順の實を示さず、福原、益田、國司三家老の首級さへも、贖せ首ではあるまい乎との説ある程にて、今や幕府も、何とか一定の方針を執り、一刀兩斷の措置を取らねばならぬ極所に立ち到つた。

處分案の上

此に於て幕府閣老板倉勝靜、小笠原長行は、阪京の間を往來し、京都に於ては一

橋慶喜、會、桑藩主等の意見を聞き、歸阪の上にて、内評定をなし、更らに上京して、漸く其議を定め、正月二十二日、一橋慶喜、松平肥後守、板倉周防守、小笠原壹岐守等參内して、其の處分案を奏上した、其の要領は、毛利大膳父子朝敵の名を除き、封地十萬石を削り、父子に蟄居を命じ、家名は別に其人を擇んで之を相續せしめ、三家老の家は、永世斷絶せしむることとした、乃ち幕府よりの言上書は、左の如し。

奏上書本文

毛利大膳父子家政向不行届、家來共一昨年七月父子黒印之軍令狀所持、京師へ亂入、奉對禁闕、及發砲候段、不恐天朝所業、不届至極に付、大膳父子可處嚴科處、益田右衛門介、福原越後、國司信濃、於出先條々之主意、取失、非禮非義之及暴動候に付、三人斬首之上備實檢、并參謀之者、夫々加誅戮、任用失、人候段、深恐入、悔悟伏罪相愼罷在候趣、自判之書を以申立、猶其後疑敷件々相聞候に付、永井主水正、戸川鉾三郎、松野孫八郎差遣、相糺候處、彌恭順謹愼罷在候趣、付、大膳父子、朝敵之罪名は相除候、乍去畢竟不明統御之道を失ひ、家來之者、犯朝敵之